

包括外部監査結果にかかる措置状況報告書

(平成23年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第15号

平成23年10月12日

東大阪市監査委員 岩崎久市
同 中西昇

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成20年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により別紙のとおり公表します。

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成20年度監査テーマ

「公の施設の管理」について

3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(2)-①
回答所属	行財政改革室
項目	指定管理者制度運用に関する方向

・包括外部監査による結果及び意見

<p>①指定管理者制度対象施設の選定について(意見)</p> <p>市では、平成15年の地方自治法改正前の管理委託制度を採用していた施設については、指定管理者制度の導入をしているが、それ以外の施設については指定管理者制度の導入はしていない。</p> <p>指定管理者制度導入の要件は、地方自治法第244条の2第3項の「公の施設の設置の目的を効果的に達するために必要があると認められるとき」に該当する状況が存在していることであるから、従来の管理委託制度を採用していない公の施設についても制度導入の検討を行うべきである。先にも述べたが、指定管理者制度導入の趣旨・目的は「多様化する住民のニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」にあるので、①住民サービスの向上、②経費の節減を図ることが具体的な要件になる。</p> <p>市直営あるいは指定管理者制度を導入するかを検討に当たって、実施主体別にサービス及びコストの両面から官民比較の検討をし、事業の性質及び内容を踏まえた上で住民サービスの向上と経費の節減等を総合的に判断することが必要である。</p> <p>市では、従来管理委託制度を採用していた施設につき、指定管理者制度を導入しているが、直営施設についても指定管理者制度導入の検討が必要である。</p> <p>ア) 市直営の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・十分な住民サービスが図られているか・経費の節減が図られているか <p>イ) 民間の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・一層の住民サービス向上が期待できるか・一層の経費の節減を期待できるか

・措置状況内容（H23.3末時点）（措置済み）

<p>平成23年度より指定管理者制度を導入すべく、埋蔵文化財センターと旧河澄家の規程の整備を行いました。</p> <p>また、これまで非公募により指定管理者を選定していた男女共同参画センターについて、公募により指定管理者を選定し、平成23年度より施設の管理運営を委託します。</p>

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(2)-②
回答所属	行財政改革室
項目	指定管理者制度運用に関する方向

・包括外部監査による結果及び意見

②指定管理者の選定方法(意見)

市の「平成21年度に向けた指定管理者選定方針」において、指定管理者の選定については、原則として公募としているが、下記に該当する場合は非公募により選定するものとしている。

ア) 公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障が出るおそれがある場合

イ) 地域住民が専ら使用している施設であり、市民活動を促進する観点から地域住民で組織する団体に管理を委ねる場合

ウ) 外郭団体の統廃合等に向けて、経過期間として非公募とすることが円滑な統廃合等に寄与すると考えられる場合

市では、平成20年度において指定管理者により管理している41施設のうち、公募により選定した施設は7施設で、残りの34施設を非公募により選定していた。平成21年度においては、公募3施設、非公募37施設の予定となっている。

平成21年度に37施設を非公募とした理由は次頁の表のとおりであった。非公募による場合は、具体的かつ明確な理由が必要であり、特に公の施設の設置目的を効果的に達成するという指定管理者制度の趣旨からして、住民サービスの向上が図られているか、施設の効用が最大限に発揮されているか、管理経費の縮減が図られているかの検討は必要である。また、非公募とする理由については、指定管理者制度導入前の状態を単に継続することを前提とした理由であってはならず、施設毎に非公募とした理由及び特定の者を選定した理由についての説明責任を果たすことが必要である。

前記のウ)を非公募の理由とする施設については、経過措置期間終了後に速やかに公募に移行できるように準備すべきである。その際、業務の継続性や専門性の確保等の見地から、現在従事している外郭団体の職員について、新管理者による雇用の継続もあわせて検討が必要である。

・措置状況内容（H23.3末時点）（措置済み）

本市では、指定管理者の選定を原則公募としており、公募によって選定することにより、公の施設の設置目的や管理運営に支障が出るおそれがあるなどの場合は、非公募による選定を行っております。

また、外郭団体の統廃合等の経過期間終了後には、上記の場合に該当する施設を除き、速やかに公募による選定手続きを進めてまいります。その際、外郭団体が運営していた施設について、外郭団体から民間事業者へ指定管理者が変更になる場合、新管理者による雇用の継続ができるよう仕様書に明記するなどし、市としても働きかけていきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	1-(2)-③
回答所属	行財政改革室
項目	指定管理者制度運用に関する方向

・包括外部監査による結果及び意見

③これまでの導入効果と課題(意見)

これまでに指定管理者制度が導入された施設においては、利用者数の増加、コスト節減については一定の効果が得られている。一方で、サービス向上については、市では客観的な測定方法が定まっていないため、数値化して測定する方法を検討しているところである。

ア) 効率化について

非公募の指定管理者については、市の委託料の一律削減による効果がみられるにとどまり、民間のノウハウ活用による合理化・効率化の効果とは言い難い。
なお、市全体の平成19年度の委託料3,721百万円は、平成17年度の3,989百万円に比して6.7%の267百万円の減少となっている。

イ) サービス内容の向上について

行財政改革室が主体となり、指定管理者による管理状況の確認(モニタリング)を平成18年8月、平成20年1月、平成20年6月に実施している。

平成20年1月の評価では、公募により指定管理者を選定した教育委員会所管の4施設に絞り、平成20年6月の評価では、指定管理者制度導入施設全てについて、施設による市民サービス、事業(施設の事業、自主事業)による市民サービス、施設管理、コストの節減の4つの観点から施設所管部署が主観的に評価している。

「A+」「A」「A-」「B」「C」の5段階評価では全ての施設において、総合評価は「A-」以上の評価になっていた。個別評価項目において「B」評価があったのは4施設であった。優良評価の「A+」、課題ありの「A-」要改善の「B」については、特に分析をして、今後の指定管理者制度の運用に役立てるべきである。

今後は、より一層住民サービスの向上と経費の節減を図るため、また、指定管理者制度導入施設の選定、指定管理者の選定等に役立てるために、現状の指定管理者制度の導入効果を継続的、かつ、統一的に測定し、適切なフィードバックをすることが重要であるとする。

さらには、現状の評価方法においては、施設所管部署での主観的な評価にとどまっているので、客観的評価を行うためには、所管部署以外での二次評価、あるいは、外部委員等の活用による第三者評価の導入についても検討する必要があると考える。

・措置状況内容(H23.3末時点)(一部措置済み)

指定管理者へのモニタリングについては、指定管理者を選定する段階から目標設定を行うこととしたほか、管理運営に関する評価結果についてもホームページで公開し、指定管理者制度の運用に役立てております。

また、四半期ごとに施設利用状況を把握すると共に、収支予算書等の様式を統一するなど、より客観的な評価が可能となるようにしました。

今後も、ご指摘のように外部委員等による第三者評価の導入など、客観的評価を行うための効果的な手法を研究していきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	2
回答所属	行財政改革室
項目	暫定直営についての意見

・包括外部監査による結果及び意見

2. 暫定直営についての意見

平成20年3月議会で指定管理者の指定議案が否決されたことにより、次の施設は暫定的に直営となっている。

これらの公の施設は、平成19年度までは指定管理者制度を導入していたが、指定管理者の指定議案が議会で否決されたことに伴い(※)、平成20年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。いずれも使用許可権限を持つ市職員が一人配置され、残りの管理業務は外部に業務委託する方法によっている。委託先は従前の指定管理者が選定されていた。議会の否決から業務開始日までの期間が短かったことから、委託先の選定方法は随意契約によっているが、本来的には入札による選定を行うべきである。随意契約による場合でも、長期にわたる業務委託先については、その妥当性についての検討は十分に行うべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（見解の相違）

暫定直営については、議会での指定管理者の指定議案の否決を受け、業務開始日までに再度選定作業を行うことは時間的にも困難であり、施設の一時閉鎖などによる市民への影響を防ぐため、緊急避難措置として従前の指定管理者へ業務委託したものです。長期にわたり暫定直営を続けることは想定しておりません。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-①
回答所属	管財課・出納室
項目	物品管理

・包括外部監査による結果及び意見

①現在高調査の運用面の不備(結果)

「第4. 3. (1)②物品の管理体制」で述べたように、各施設の物品については毎年度末に現在高調査を行う旨、東大阪市財務規則において規定されている。しかし、施設調査に際してヒアリングを実施したところ、日下市民プラザ、西保健センター、東診療所、総合体育館、文化会館、永和図書館、青少年女性センターにおいては現在高調査が実施されていない状況であった。この点は規則違反に該当するため、定められた規定に従い現在高調査を実施しなければならない。

また、これらの施設において備品管理システム上の備品台帳と現物との突合を実施した結果、以下のような不一致項目が見受けられた。

このように、備品台帳と現物の状況が整合していない状態では有効な現物管理が行えているとはいえず、現在高調査を適切に行う必要性がある。

現在高調査が適切に運用されていない原因の1つとして、調査実施の周知不足が挙げられる。財務部長名で各部等の長に対して通知が行われているが、その指示が現場レベルにまで周知されていない状況であった。さらに、上記通知は、備品管理システムからの資料の作成方法の指示にとどまっており、現在高調査の具体的な方法を指示した実施要綱等も存在しない。

以上の点を考慮すると、現在高調査を有効に運用するためには、現在高調査の実施についてより一層の周知徹底を図るとともに、調査の実施要綱・手続書を作成し、具体的な調査手順を明確にする必要があると考える。その上で、実効性を担保するためにも、調査職員・立会人による調査実施の証跡を残す、上席者の承認を受ける等、調査が有効に運用されていることをチェックする体制の構築が望まれる。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

平成21年度の調査において、調査要領に具体的手続きを追加記載し注意喚起しました。さらに平成22年度調査においては、調査実施確認表の作成を指示し、調査実施日、調査担当者及び確認者を記録することとし、チェック体制を強化しました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-②
回答所属	管財課・出納室
項目	物品管理

・包括外部監査による結果及び意見

②現物調査結果の報告様式(意見)

現在、実施している重要物品現在高調査は、調査時点(年度末時点)において各施設に存在する重要物品の現在高を会計管理者に報告する方法がとられているが、現物調査の結果判明した数量差異や登録誤り等の不一致項目を報告する様式とはなっていない。現物調査の効果的な運用のためにも、このような不一致項目を把握し、それらに対する是正措置を取ることができるような報告様式に変更することが望ましい。

重要物品の現状を把握するという趣旨からは、会計管理者へ報告するのは最終的な重要物品の現在高だけにとどめることも考えられるが、少なくとも、物品の管理責任を有している各部等の長に対しては、上記のような報告様式を取ることが望ましい。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

平成21年度の調査より、調査要領に数量差異等があった場合の対応方法や物品の有効活用に関する記述を追加しました。

また、平成22年度調査より、調査実施確認表を各所管課より各部の総務担当課へ提出(報告)させるようにしました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-③
回答所属	管財課・出納室
項目	物品管理

・包括外部監査による結果及び意見

③備品管理システムの効果的な運用(意見)

ア) 備品リストの作成

現物調査が有効に運用されていない原因の1つに、現場において、備品管理システムから備品の詳細なリストが一覧として出力されないことが挙げられる。行政管理部情報化推進室に依頼すればリストを作成できるとのことだが、施設調査において現場の職員に対するヒアリングを実施した際も、その方法は周知されていない印象を受けた。現物調査の実施時期には、各施設に対して調査用のリストを配布する等により、現物調査を円滑かつ効率的に実施できるよう対応することが必要である。

イ) 登録内容の詳細化

施設調査に際して備品管理システムの台帳を閲覧したところ、そもそも台帳自体に物品名として「机」「イス」等としか記載されておらず、保管場所等も不明(施設名のみ登録)であることが原因で、現物調査の実施が困難なものも多く見受けられた。台帳上の備品がどこに保管されており、現物がどれなのか、現物を特定できる程度の登録内容は必要である。そのため、改めて登録内容を見直し、必要に応じて具体化・詳細化を図るべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

備品管理システムに登録されている備品一覧の配布及び登録内容の見直しができるよう、準備、検討を進めております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-④
回答所属	管財課・出納室
項目	物品管理

・包括外部監査による結果及び意見

④購入・廃棄時のタイムリーな台帳登録手続の実施（結果）

備品の新規購入、売却及び廃棄を行った際には、備品管理システムに適時に台帳登録処理を行う必要がある（「財務会計システムによる財務事務処理要領」第8章）が、施設調査に際し、以下のような状況が散見された。

- ・ 現物は既に廃棄済みであるにも関わらず、台帳上、廃棄処理がされていない。
- ・ 備品の買い替えを行っているが、旧備品から新備品へ台帳が更新されていない。

このような状況に対しては、適切な時期に台帳登録がなされるよう周知していくとともに、未登録の備品があればそれが検出できるような体制の構築が必要である。その意味でも、現物調査を有効に運用していくことが重要であると考えられる。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

備品管理システムに登録されている備品一覧の配布及び登録内容の見直しとあわせ、定期的な備品チェックがなされる体制づくりに向けて、準備、検討を進めております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-⑤
回答所属	管財課・出納室
項目	物品管理

・包括外部監査による結果及び意見

⑤備品管理シールによる現物管理(結果)

「第4. 3. (1)②物品の管理体制」で述べたように、備品については、備品整理票の貼付等の方法により、品名、整理番号を表示しなければならない。ただし、表示することができないもの又は表示することが困難なものについては、表示を省略することができる(東大阪市財務規則第193条)と定められている。

紙台帳から備品管理システムへの移管に際して備品整理番号を更新したため、備品管理シールを新たに貼付し直すこととしているが、施設調査に際し、各施設数件程度の備品について任意に抽出し、台帳との突合を実施したところ、花園中央公園野球場を除く全ての施設において備品管理シールが貼付されていなかった。

その結果、実際に現物との突合を行う際にも台帳上の物品から現物を特定できないものが多く、このことは、現場での有効な備品管理を行う上でも支障をきたす要因となるため問題である。

現場での現物調査を効果的・効率的に実施するためにも、備品管理シールの貼付により品名、整理番号を表示し、現物の特定を容易に行えるようにすべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

備品管理システムに登録されている備品一覧の配布にあわせて、備品管理シールが貼付されるよう準備しております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	3-(2)-⑥
回答所属	管財課・出納室
項目	物品管理

・包括外部監査による結果及び意見

⑥台帳登録されていない備品(意見)

花園中央公園野球場の調査の際、倉庫棟に保管されている芝刈り機については、備品に該当すると思われるものの、野球場建設に係る工事費等として一括して処理されたため、備品として登録されていなかった。現状では、新規に備品を購入した場合でも、「備品購入費」により取得したものでないと備品管理システムに登録される体制とはなっておらず、芝刈り機についても備品台帳には記載されていなかった。

このような「備品」については、現物管理の必要性があるだけでなく、工事費等に含まれて処理されていることから、金額的に高額なものが含まれている可能性が高いと考えられる。それにもかかわらず、備品管理システムへ登録される仕組みとなっておらず、「第4. 3. (1)②物品の管理体制」で述べたような管理の対象となっていないことになるため、内部管理上、問題である。したがって、これ以外にも、同様の取り扱いになっているものがないか調査し、もしあれば適切に備品管理システムに登録するとともに、今後は予算科目に関わらず適切に備品登録がなされるような体制を構築することが望ましい。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

備品管理システムに登録されていない備品については、速やかに登録されるよう、平成21年度及び平成22年度の現在高調査時において各所属へ周知しました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(1)-②
回答所属	行財政改革室・人権同和調整課
施設名称	長瀬共同浴場

・包括外部監査による結果及び意見

②共同浴場の施設のあり方(意見)

共同浴場施設整備事業は同和対策事業の一環として実施されてきたが、平成8年度をもって大阪府の補助金は廃止されている。以後市の独自財源により共同浴場を維持管理している。現時点においては、長瀬地区における公営住宅の自家風呂普及率は約30%と低い水準にあり、長瀬共同浴場の果たす役割は大きい。

しかし、これ以上浴槽のない住宅の増加が想定できないことから、利用者数は横ばいもしくは年々減少していくことが予想される。したがって、中長期的には周辺住宅環境の改善及び近隣の民間公衆浴場への誘導により、施設の廃止に向けた方策を検討していく必要がある。

・措置状況内容（H23.3末時点）（見解の相違）

共同浴場施設を入浴のみならず介護予防等拠点施設(多目的施設)のコミュニティ施設と位置づけ存続するとしました。平成15年には国庫補助により施設のバリアフリー化及び介護予防等教室の増改築等の改修を行い、平成16年度より介護予防等事業を実施し、今日までに至っています。

今後も福祉のまちづくりの観点から入浴者の増を図るためにも、市民が利用しやすく活用することができる今日のニーズにあったコミュニティ施設をめざして施設の改善を継続していきます。

★光熱水費のコストダウン・環境問題の改善

- ・(H19)長瀬共同浴場機械室(重油からガス化)改修
- ・(H21)荒本共同浴場機械室(重油からガス化)改修

★維持補修

- ・(H22)長瀬共同浴場屋上改修（内部改修・建築・電気設備）

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(2)-②
回答所属	長瀬人権文化センター
施設名称	長瀬人権文化センター

・包括外部監査による結果及び意見

②東大阪市人権長瀬地域協議会の経費負担(結果)

当施設の1階の一部については、東大阪市人権長瀬地域協議会(以下、協議会という。)が市から行政財産の目的外使用許可を受けて使用している。許可理由は、協議会は公共的団体で一切の収益を目的としない団体であること、当施設が地域住民の自主的・組織的活動と一体関係にあり、同和問題をはじめとする人権行政の促進を図る窓口団体との一体的な管理運営が必要であることであり、市が地方自治法第238条の4第7項に基づき、施設の「用途又は目的を妨げない限度」において、目的外使用の許可を行ったものである。なお使用料は免除している。このような関係は、協議会が設置された昭和58年から約25年間継続している。しかし、使用許可にあたり、光熱水費等の必要経費は使用者が負担しなければならないことを条件としているが、現実には、経費の分類算出が困難であることを理由として、使用者からの徴収は実施されていない。これは使用許可条件違反の状態になっているので、概算額を算出した上で使用者からの徴収を実施するなどの措置を講ずるべきである。

・措置状況内容(H23.3末時点)(未措置)

同和問題解決のための施策をはじめ人権施策の推進に関して、市の協力機関である地域協議会は、人権文化センター内で運営されており、収益を目的としない団体であることから目的外使用によりセンターの一部分を使用許可しています。使用許可にあたり、既に電話代や複写機のリース料を使用者の負担とし徴収しておりますが、その他の必要経費の負担については、関係部局と調整しております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(2)-③
回答所属	長瀬人権文化センター
施設名称	長瀬人権文化センター

・包括外部監査による結果及び意見

③部落解放同盟支部への転貸(結果)

協議会は、目的外使用許可を受けた施設について、その一部を部落解放同盟支部(以下、解放同盟という。)へ転貸をしている。市は解放同盟への使用許可を、昭和39年の開館当初から行っており、協議会が設置されてからは、協議会経由の転貸状況が続いている。

市の協議会に対する目的外使用許可においては、使用許可財産の全部又は一部を転貸してはならないことが条件とされており、現状は使用許可条件違反の状態になっている。地方自治法第238条の4第9項は「許可の条件に違反する行為があると認められるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。」と定められている。市は、協議会による解放同盟への転貸している状態を放置すべきではなく、速やかに解消すべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

開館当初からの運動団体への使用許可及び地域協議会から運動団体への一部転貸については、長年にわたり市が認めてきた経緯もあることから、関係部局と調整してまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(2)-④
回答所属	行財政改革室
施設名称	長瀬人権文化センター

・包括外部監査による結果及び意見

④委託契約の方法

イ) 随意契約(結果)

警備業務、清掃業務は(財)東大阪市雇用開発センターに委託しており、従来から随意契約となっている。また、契約担当課は、当施設所管部署とは別の経済部労働雇用政策室が所管している。随意契約の理由は、雇用対策のために設立した(財)東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑みたことによるものである。

確かに、警備業務は公共施設の保安を、清掃業務は公共施設の衛生を保持し利用者が気持ちよく利用できるようにすることをそれぞれ目的としており、業務中の事故防止の見地から受託業者の信用・経験等を重視する傾向にあることは否定できない。

しかし、(財)東大阪市雇用開発センターは、市内に居住する中高年齢者をはじめとするすべての就職困難者に対して「生活の安定」及び「生きがい」を確保するために雇用開発を図り、もって中高年齢者等の経済的地位の向上、健康と福祉の増進に寄与することを目的として設立された公益法人であって、必ずしも警備業務及び清掃業務についての特別な習熟や高度の技術的な訓練を行っているものではない。このような団体に対して随意契約の方法で警備業務及び清掃業務を委託すること自体、当施設が警備員及び清掃員の習熟や高度な技術的専門性を必要とする特殊な施設ではないことを意味している。そのため、当施設の警備業務及び清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ公共施設の保安及び衛生保持を図ることは十分可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に該当しないと考えられる。

前述のとおり、最高裁第2小法廷昭和62年3月20日判決は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する場合の要件として、「当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」としている。したがって、随意契約理由として考慮し得る事項は、契約相手方の「資力、信用、技術、経験等」であって、契約相手の設立趣旨のみを理由に随意契約とすることは法令解釈上無理がある。また、(財)東大阪市雇用開発センターは警備業務及び清掃業務に関する専門性に欠けることは上述のとおりであり、少なくとも「技術」「経験」という要件に欠けるものといえる。

よって、(財)東大阪市雇用開発センターへの清掃業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じコスト低減を図る必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

就職困難者への雇用の側面及び(財)雇用開発センターの設立趣旨に鑑みて、市の所管部局からの委託だけではなく、指定管理者にも各施設の設置管理条例・規則において同趣旨を指定管理者の選定基準の一つとすると同時に、(財)雇用開発センターへの警備・清掃業務を委託することを本市より働きかけを行っております。

尚、雇用開発センターについては、社会状況の変化や近年の雇用問題の多様化などを受けた雇用施策の見直しにおいて、平成25年度中に廃止する方針としております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(2)-⑤
回答所属	長瀬人権文化センター
施設名称	長瀬人権文化センター

・包括外部監査による結果及び意見

⑤施設のあり方(意見)

地対財特法が失効し、平成15年4月より人権問題の解決、福祉の向上のため、より地域に開かれたコミュニティセンターとして集会室、会議室の一般貸し出しを行っている。ここ3カ年の貸室稼働率は10%に満たない水準となっている。これについては近隣の長瀬青少年センターの会議室が無料であることも低水準の一因となっており、また、稼働率向上のための特別な対策は講じていないのが実情であった。効率性の観点から見れば有効利用されていないと考える。さらに言えば、一般貸出を求める住民ニーズが乏しいとも考えられる。

また、施設の中心的な事業である総合生活相談事業や地域住民の様々な相談事項への対応や住宅家賃・国民健康保険料の徴収業務等を行っており、地域の行政サービスセンターの役割を果たしている。これらのサービスがこれまで人権問題の解決という施設の設立目的を果たしてきたと思われるが、地対財特法が失効した現在、市民全体のサービス水準の公平性の観点から見ると、引き続きこうした手厚いサービス提供を続けるべきかどうか、検討すべき時期を迎えていると思われる。

これらを踏まえて行政サービスの内容の縮小とそれに伴う職員数の見直しを検討すべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（見解の相違）

人権文化センターは、社会福祉法に基づく、隣保事業を実施する地域に密着したコミュニティーセンターとして、人権啓発事業、総合相談事業、レクリエーション、教養、文化活動等の周辺地域を対象として交流事業が展開されており、特に文化活動においては、多くの参加者があります。稼働率向上については、ホームページや広報誌の掲載は勿論のこと、これらの交流事業の展開を図ることにより、広く市民に周知するなど稼働率向上に向けた方策を検討してまいります。また行政サービスや人員の見直しについては、対象としてきた地域性や歴史性などを踏まえ、柔軟で多様な取組みが求められる施設として運営されてきた背景があります。

現在は周辺地域住民のみの利用にとどまらず、学生への利用等利用者層に広がりが出てきています。今後も、コミュニティーセンターとして、周辺地域との連携を図り、情報や人権、福祉など地域社会の拠点施設を目指すとともに、より多くの利用者が増えるように努力していきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(3)-②
回答所属	まちづくり支援課
施設名称	日下市民プラザ

・包括外部監査による結果及び意見

②施設稼働率(意見)

下記の平成19年度の利用状況によると、施設の稼働率は、有料41%、無料7%という水準であり、7つの市民プラザのうち5番目である。

サービス協会による自主事業はわずかな件数であるため、稼働率を向上させるためには、まちづくり活動の活性化が必須条件となる。

そして、まちづくり活動を企画運営委員会と連携して行っているのは、地域振興室ではなく、市民生活部まちづくり支援課である。後述する「第4. 4. (3)③まちづくり活動の活性化(意見)」で記載しているとおり、日下リージョン区域の特性を活かした事業の企画運営によって同市民プラザの稼働率アップにつなげることが期待される。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (見解の相違)

まちづくり支援課では、従来から機会のあるごとに市内7か所にあるリージョンセンターの企画運営委員会に対して「地域の特性をいかしたまちづくり事業」への取り組みをお願いしているところ。

これを受けて、日下リージョンセンター企画運営委員では、地域の特性をいかしたさまざまなまちづくり事業に取り組みされており、また同企画運営委員会が発行している広報紙「ゆうゆう」を通して、企画運営委員会のまちづくりへの取り組みや地域の魅力などを、積極的に情報発信されているところ。

ただし、まちづくり支援課としましては企画運営委員会事業の活性化によって、直接的に市民プラザの稼働率向上に繋がるものではないと考えております。

前述の活動と、4-(3)-③の措置状況内容にあるまちづくり支援課の取り組みとを通じて、区域の市民によるまちづくり活動の裾野が広がることで市民プラザを拠点に活動する市民や団体が増加し、併せて積極的に施設を周知していくことによって、結果として市民プラザの稼働率の向上が図れるものではないかと考えております。

地域振興室では、リージョンセンターの指定管理者である東大阪市施設利用サービス協会に対し、市民プラザの稼働率向上と施設利用者への質の高いサービスの提供を図り、市民プラザの施設利用の活性化に努めることを求めているところ。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(3)-③
回答所属	まちづくり支援課
施設名称	日下市民プラザ

・包括外部監査による結果及び意見

③まちづくり活動の活性化(意見)

企画運営委員会は、まちづくり活動を行うために市民により組織されたものであり、市から助成金の交付を受け、まちづくり活動、生涯学習講座の開催等の活動を行っている。

東大阪市リージョンセンター公民協働事業助成金交付要綱によると、助成金は、地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進することを目的として、市民プラザを拠点とする市と市民が協働して行う事業等に対して交付されるものであり、対象事業及び限度額は以下のとおりである。

企画運営委員会は、市と市民が協働して行う事業等の企画及び立案を行う団体として市長の確認を受けており、平成19年度は市から2,120千円の助成金(内訳は、最低限度額200万円と世帯割額12万円)が交付されている。

平成19年度の企画運営委員会の実績報告書のうち、まちづくりへの調査、研究、人材育成に関する事業について抜粋したものが以下の表である。

まちづくりに関する調査、研究、人材育成に関する事業内容を見ると、生涯学習講座の開催がメインとなっているが、生涯学習講座は公民館・公民分館等での事業内容に酷似したものとなっている。一方、まちづくり活動に直接的に関係する事業は散歩道を創る会等わずかな件数に留まっているが、「リージョン区域の特性を活かしたまちづくり活動・交流の拠点となること」がリージョンセンターの目的であるため、本来は、このような日下リージョン区域の特性を活かした事業の企画運営がさらに活発になることが期待されている。

この点に関して、まちづくり支援課としては企画運営委員会に対して、まちづくり活動により直結した事業の企画を求め、市がより積極的に指導的役割を発揮することが重要である。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

4-(3)-②で記述したとおり、市内7か所にあるリージョンセンターの企画運営委員会には、地域の特性をいかしたまちづくり事業に取り組んでいただくようお願いしています。

同時に、各企画運営委員会の広報や企画・事業担当ごとに意見交流の場を設けるとともに、まちづくり講演会やワークショップに参加していただくことによって、まちづくり活動のありかたの再認識と、地域の特性を活かした事業を企画運営するためのスキルアップを図っています。

日下リージョンセンターの企画運営委員会では、平成20年度から地域に根ざしたまちづくり事業の一環として、区域内で市民活動に取り組んでおられる団体の活動発表の場として「ボランティアパワー展」が実施されています。また、地域の特性をいかしたまちづくり事業の大きな目玉として、従来から取り組んでおられた「ほたるを育てる会」による、ほたるの鑑賞会が実施されました。

「ボランティアパワー展」では、地域のまちづくり活動団体の参加の呼びかけをはじめ、事業の充実・推進に取り組んでいただいています。

また、従来からの取り組みである「生駒西麓自然と歴史の散歩道を創る会」や「ほたるを育てる会」などでは、引き続き地域に根ざした活動を進めておられ、当企画運営委員会の認知度のアップとともに、事業への参加者についても増加しています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(3)-④	
回答所属	行財政改革室・地域振興室	
施設名称	日下市民プラザ	

・包括外部監査による結果及び意見

④委託契約の方法

イ) 随意契約(結果)

清掃業務の契約の方法は(財)東大阪市雇用開発センターとの随意契約である。随意契約の理由書には、「中高年齢者等雇用対策事業の一環として」との記載がなされている。しかし、前述(「第4. 4. (2)④委託契約の方法」)のとおり、(財)東大阪市雇用開発センターは、必ずしも清掃業務についての特別な習熟や高度の技術的な訓練を行っているものではない。このような団体に対して随意契約の方法で清掃業務を委託すること自体、当施設が清掃員の習熟や高度な技術的専門性を必要とする特殊な施設ではないことを意味している。そのため、当施設の清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ公共施設の衛生保持を図るという契約の目的を達成することは十分可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に該当しないと考えられる。

前述のとおり、最高裁第2小法廷昭和62年3月20日判決は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当する場合の要件として、「当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」としている。したがって、随意契約理由として考慮し得る事項は、契約相手方の「資力、信用、技術、経験等」であって、契約相手の設立趣旨のみを理由に随意契約とすることは法令解釈上無理がある。また、(財)東大阪市雇用開発センターは警備業務及び清掃業務に関する専門性に欠けることは上述のとおりであり、少なくとも「技術」「経験」という要件に欠けるものといえる。

よって、(財)東大阪市雇用開発センターへの清掃業務の随意契約は、サービス協会の会計処理規則第35条第1項第1号に準拠していない。なお、当該随意契約については、市が同団体を委託先として指定しており、市主導による契約がなされていることにも問題がある。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適切な価格競争を通じてコスト削減を図る必要がある。

ウ) 随意契約(結果)

空調設備保守契約の随意契約理由は、サービス協会の会計処理規則第35条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」とされている。その具体的な理由として、設備の設置業者であり、配管等の図面の入手が困難ということであった。

しかしながら、当リージョンセンターは市所有の施設であり、配管等の図面を本来は保管しておくべきものと考えられ、図面が未入手ということで契約方法の制約をうけるのは問題である。また、当施設は、特別な習熟や高度な技術的専門性を必要とする特殊な施設ではない。そのため、当施設の空調設備保守業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ当施設利用者に快適な空調管理を図るという契約の目的を達成することは十分可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に該当しないと考えられる。

図面を入手するとともに、定期的に競争入札を実施すべきである。

エ) 随意契約(意見)

機械警備及び巡回警備と特別清掃契約の随意契約理由は、サービス協会の会計処理規則第35条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」とされている。その具体的な理由として、機器類の設置業者であり、他の業者にすると、再設置費用の負担があるということであった。しかし、当該理由は、サービス協会の会計処理規則第35条第1項第3号「競争入札に付することが不利と認められるとき」または、第4号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき」に該当するものと考えられる。

平成19年度には複数の見積書の比較を行っているため、他の業者よりも有利な価格で契約できているということであるが、機械設置業者以外と契約する場合は、機械の取替えに伴う再設置費用がかかるため、他の業者の見積価格は、再設置費用相当分が高くなっていると考えられる。

現契約者の見積価格は機械の設置費用以外の維持管理費用のみが計上されているが、有利な価格で契約するためには、単年度のみ比較だけでなく、機械の初期投資である設置費用とその後の維持管理費用とのトータルコストによる比較検討を行うのが妥当である。

今後、機械の取替時期が到来した際は、トータルコストによる比較をすべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（一部措置済み）

イ)について

就職困難者への雇用の側面及び(財)雇用開発センターの設立趣旨に鑑みて、市の所管部局からの委託だけでなく、指定管理者にも各施設の設置管理条例・規則において同趣旨を指定管理者の選定基準の一つとすると同時に、(財)雇用開発センターへの警備・清掃業務を委託することを本市より働きかけを行っております。

尚、雇用開発センターについては、社会状況の変化や近年の雇用問題の多様化などを受けた雇用施策の見直しにおいて、平成25年度中に廃止する方針としております。

ウ・エ)について

平成20年度より空調設備保守、機械警備、特別清掃等総合維持管理業務に関しては、三者から見積を徴収しコスト比較した上で、(財)サービス協会は、(株)NTTファシリティーズに一括して委託しております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(3)-⑤
回答所属	地域振興室
施設名称	日下市民プラザ

・包括外部監査による結果及び意見

⑤市民プラザの区分経理(意見)

市は、7つの市民プラザを一括してサービス協会へ業務委託していることから、市民プラザ全体の収支計算状況についての事業報告書の提出を求めており、サービス協会においては、全市民プラザの収支を合算して決算書を作成している。

しかしながら、7つの建物は全て建設年度や設備も相違しているため、建物の維持管理を適切に行うためには、建物別の収支決算書を作成することが重要となる。建物別にコストを把握することは、今後の維持管理の改善、コスト削減にもつながると考えられ、それは、市が7つの市民プラザを管理する上で必要と考えられる。

今後は、市民プラザ別の収支決算書の提出を求めるべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（一部措置済み）

平成21年度と同様に、7つの建物を一括して執行している等、性質上、建物別にコストを把握することが難しいことから、市民プラザ別の収支決算書を求めることは困難です。但し、人件費、光熱水費、修繕料等建物単位で支出状況を把握でき、今後の維持管理の改善につながる費目に関しては、資料として提出を求めています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(3)-⑥
回答所属	行財政改革室
施設名称	日下市民プラザ

・包括外部監査による結果及び意見

⑥暫定直営(意見)

平成19年度までは(財)東大阪市施設利用サービス協会を指定管理者としていたが、公募による指定管理者の選定につき議会で否決されたことに伴い、平成20年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。

議会の否決理由は、平成18年3月に策定された外郭団体見直し方針に基づく見直し作業が進展していないこと等によるものであり、指定管理者制度から直営に変更すること自体が法律違反になることはない。ただし、暫定直営は応急措置的に採用された方法であり、従前の指定管理者との業務委託契約は、非公募による随意契約である。

確かに、指定管理者制度から直営方式に変更することや、直営方式に変更するにあたって、引き続き、従前の指定管理業者との間で市民プラザの貸館及び施設管理業務につき委託契約を締結すること自体は、特段、法律に違反するものではないが、委託業者の選定方法が非公募の一者特命の随意契約である点は、透明性に欠け、価格の有利性・公平性の点でも疑問が残る。

本施設は、不特定多数の住民が利用するため、施設の安全性及び事故防止のため、受託業者の経験・実績・信用等が求められるが、前述のとおり、受託業者は、清掃・警備・空調等については再委託を行っており、実質的な業務は貸館のみと考えられる。そうすると、同業他社では対応できない特殊な業務ではなく、随意契約の要件を充足しないと考えられるから、今後の業務委託契約については、公平性・透明性・競争性の見地から、競争入札に付すべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（見解の相違）

暫定直営については、議会での指定管理者の指定議案の否決を受け、業務開始日までに再度選定作業を行うことは時間的にも困難であり、施設の一時閉鎖などによる市民への影響を防ぐため、緊急避難措置として従前の指定管理者へ業務委託したものです。平成21年度からは(財)施設利用サービス協会が指定管理者として、施設の管理運営を行っております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(4)(5)-②
回答所属	モノづくり支援室・商業課・住宅改良室
施設名称	産業施設(荒本・長瀬)

・包括外部監査による結果及び意見

②空室問題(意見)

各産業施設は、昭和40年、50年代に設置されたものが多く、当初の利用者が退去している施設も多くなっているのが現状である。施設の空き状況は次のとおりである。
全体では、空き施設の割合が13.2%、非営業の割合が8.2%であり、特に改良住宅の店舗については空きの状態が66施設中12施設(18.2%)になっている。改良住宅の店舗で空きが多い原因は、当初の利用者以外の者への使用許可をしていないからである。これについては、住宅地区改良事業施行に伴う移転補償のために設置した施設であり、建設費の69%相当は補助金を充当しており(住宅改良室所管の平均値)、当初の利用者以外の者への使用許可が使用目的の変更で補助金返還の可能性がでてくるからとのことであった。
施設の設置目的からすれば、産業の育成及び振興を図ることなので、有効利用のためにも、当初の利用者以外の者への使用許可の可能性を検討することが必要である。補助金返還問題については、利用者の変更が補助金返還にならないように国と交渉することが必要である。

・措置状況内容(H23.3末時点)(未措置)

(モノづくり支援室・商業課)

平成21年度より使用許可委員会を開催し、産業施設の適正な利用、効率的な活用について協議しております。引き続き、使用許可委員会で協議を重ねながら施設の利用促進に努めてまいります。

(住宅改良室)

補助金返還問題については、今後の方針が決まった段階で府を通じて国と協議を行ってまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(4)(5)-③
回答所属	モノづくり支援室・商業課・住宅改良室
施設名称	産業施設(荒本・長瀬)

・包括外部監査による結果及び意見

③多額の滞納額(意見)

産業施設の平成19年度の年間の調定額は46,250千円であるのに対し、平成19年度末時点における滞納額は74,783千円である。滞納額の内訳は、平成19年度分が8,616千円で、平成18年度以前分が66,166千円であり、平成19年度の滞納率は18.6% ($8,616 \div 46,250$) となっている。

これについては、個別訪問等により回収努力をしているとのことであるが、平成18年度以前の滞納については、7.0%の回収率(平成19年度回収額 \div 平成18年度末滞納額)でしかない。下表は、各所管部署別の滞納額であり、退去者15.2%、非営業者3.0%を除く、残り81.8%が現在利用している者の滞納額である。

また、50万円超の滞納額は全体の85.9%に達しており、かつ5年を超える滞納の割合は69.9%で、長期にわたって滞納している者が多くなっている。滞納理由は、不安定収入によること、事業不振によること等が原因であった。

以上のように、納付している者と滞納している者が二分している状態になっている。

この問題が発生した要因としては、東大阪市営産業施設条例第4条の定めにより、保証人を設定しているが、本人が滞納した場合にこれまでに保証人から徴収した実績はなく、保証人制度は形骸化していた点や、滞納しても移転補償や営業補償の要素もあること等から、市が強制的に退去を求めにくい状況が考えられる。

しかし、このような状況は、入居者間の公平性を害し、健全な入居者の使用料支払意欲を喪失させ、支払滞納を助長するというモラルハザードの温床となる危険がある。入居者間の公平性を確保し、問題のさらなる深刻化を防ぐために、滞納者に対してどのような措置をとるかが、今後の課題となっている。

ところで、使用料には、5年の短期消滅時効が適用される。この種の債権についても、市は、「常に良好の状態において管理」する責務を負っており(地方財政法第8条)、消滅時効が完成しないよう債権回収の努力を果たす必要がある。

従って、市は、早急に入居者管理に関する業務フロー及び徴収フローの改善に向けた新たな取り組みを行うべきである。具体的には、延滞債務者及び保証人に対する書面・電話・訪問等の多様な催告から最終的には法的手続ないしは減免に至るまでの一貫した徴収ルールを策定し、保証人の再設定により保証人制度を実質的に確立させ、長期滞納者については、使用許可を取り消し、退去を命ずるなどの措置を講ずべきである。また、保証人に対する保証意思及び資力の確認をするとともに、延滞使用料が少額の段階で保証人にも延滞状況を通知するなど、保証意識の向上を図る措置を講ずべきである。これにより、延滞使用料(不良債権)発生を抑止と徴収率の向上を図るべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

施設の各所管部署において、納付督促や戸別訪問指導を行うなどの対応を取っておりますが、適切な債権管理を行えるよう、徴収ルールを策定し対応してまいります。

(モノづくり支援室・商業課)

産業施設にかかる使用料については、ヒアリング等を行い、個別の案件について情報収集に努めているところであり、今後は、徴収ルールを策定し、徴収率の向上に向け、検討を加えてまいります。

(住宅改良室)

店舗の滞納者に対しては、引き続き住宅家賃滞納者と同じく3ヶ月ごとに督促を行うなどして納付督促を行い、督促に応じない滞納者に対しては戸別訪問指導を行っています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(4)(5)-④
回答所属	モノづくり支援室・商業課・住宅改良室
施設名称	産業施設(荒本・長瀬)

・包括外部監査による結果及び意見

④施設の維持(意見)

当施設は設置されてから、30年超経過した施設もあり、施設の維持修繕が今後の課題となってくるものと考えます。施設の利用料金には、修繕費を見込んで計算されていないため、施設の修繕費は利用者の原因によるもの以外は、全額市の負担となってしまいます。

施設の将来の修繕計画については特に予定されていないので、施設の安全性及び市の財政負担への影響等を鑑み、施設の維持修繕計画を作成し、計画の進捗状況を適切に管理していくことが重要だと考えます。

その上で、現在の施設の空室状況、施設設置の目的達成状況等も鑑み、時代にマッチした産業の育成を実現するために、空き施設の他事業への転用、または、営業施設の集約化を実施するなど、施設のあり方について継続、あるいは縮小等、継続的に検討することが必要である。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

(モノづくり支援室・商業課・住宅改良室)

産業施設の維持管理においては庁内関係機関と協議しながら、計画的な修繕に努めており、また空き施設対策として、地域及び庁内関係機関と協議しながら公募要領を策定してまいります。

(住宅改良室)

今後のあり方につきましては、東大阪市営住宅ストック総合活用計画(大規模2団地編)における住宅の建替えや改善計画の中で、集約化等を検討していきたいと考えております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(4)(5)-⑤
回答所属	モノづくり支援室・住宅改良室
施設名称	産業施設(荒本・長瀬)

・包括外部監査による結果及び意見

⑤蛇草第4作業場隣接土地の使用(結果)

現場視察の際、作業場に隣接した市所有の空地部分を、作業場の利用者が自己の管理車両の駐車スペース等として無償で使用している状況が見受けられた。

地方自治法において「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」(地方自治法第238条の4第7項)と定められているが、市は当該土地使用を正式に許可しておらず、この点において地方自治法に違反する。

このため、利用者に対しては速やかに車両を撤去し、今後、当該土地を使用しないよう指導すべきである。

・措置状況内容(H23.3末時点)(未措置)

利用者に対しては再三車両を移動するよう指導しておりますが、実現できていない状況にあります。今後においても引き続き注意を促してたうえで、改められない場合は法的措置を視野に入れた取り組みを進めてまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(6)-①
回答所属	行財政改革室・高齢介護課
施設名称	荒本老人センター

・包括外部監査による結果及び意見

①業務合理化と指定管理者制度への移行

ア)業務合理化と受益者負担(意見)

同施設の人件費も含めた総コストは、平成17年度で90,112千円、平成18年度で90,617千円、平成19年度で86,511千円であるが、その大半は人件費である。職員数は、平成17年度10名、平成18年度で9名、平成19年度で8名、平成20年4月現在で7名と、退職後の不補充により減少傾向にあるものの、いずれも正職員で運営しており、嘱託職員やアルバイト等によっている場合に比べ、コスト高となっている。

平成19年度の来館者数一人当たりのコストは4,070円となっている。同施設の使用料は無料のため、全額が税金でまかなわれている。

職員(技術職4名)の業務としては、受付・来館者チェック・データ入力、お茶の用意・後片づけ、清掃、施設補修、パソコン指導など多岐にわたるが、いずれも専門性の低い単純業務であり、嘱託職員やアルバイト、外部委託で対応できる業務も多く含まれていると考えられる。中でも、技術職職員によるお茶出し・後片づけは、本来、利用者の自助に任せるべきものであり、他施設と比較しても過剰サービスとの印象を免れない。

平日と土曜日では利用者数の差があることを考えると、利用者数に応じて技術職職員の配置をできるような弾力的な雇用形態への見直しが必要である。

技術職職員の業務については、合理化・簡素化を図ったうえで、嘱託職員やアルバイトの採用、外部委託等により人件費の低減を図るとともに、技術職職員については他の施設や市庁舎への配置転換を検討すべきである。

また、高齢者の福祉の増進を図るという目的は理解できるものの、同施設は個人の選択性の高い施設であり、全額を税金でまかなうにはなじまない施設である。利用者間の公平性や受益者負担の観点からも、若干の使用料の徴収について検討すべきである。

イ)指定管理者制度への移行(意見)

利用者数は多く、高齢者の健康づくり、生き甲斐づくり、友達づくりの場として、また高齢者と地域の青少年との交流の場として、非常に有効に機能している。

同施設は直営により運営しているが、その運営方法によっては、施設の特徴を生かしつつ、組織運営の効率性を発揮することが十分可能と考えられる。指定管理者制度に移行することにより、先の「第4.4.(6)①ア)業務の合理化と受益者負担(意見)」で述べたような合理化が自ずと進み、大幅なコスト低減が見込める余地のある施設であると考えられる。指定管理者制度への移行を早急に検討する必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

ア)について

今後ともなお一層の業務内容の見直しを進めることにより、センター事業を適切かつ効果的に運営していくことに努め、あわせて費用の節減を図ってまいります。

受益者負担の導入については、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52年8月1日社老第48号 社会局長通知)の別紙1「老人福祉センター設置運営要綱第1総則第4項利用料の規程によると、「原則として無料とする。」と定められており、かつ市の老人センター事業全般に関わる重要問題であり、高齢者福祉の推進の観点からすれば本事業にはなじまないと考えておりますが、高齢者の社会参加促進、生きがいづくり、健康づくり、介護予防等を進めていく施策のあり方を総合的に検討していく中で、引き続き、検討課題としてまいります。

イ)について

今後、他の施設も含めた公の施設のあり方を検討する中で、指定管理者制度への移行も含めて検討してまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(6)-②
回答所属	高齢介護課
施設名称	荒本老人センター

・包括外部監査による結果及び意見

②寄贈品の管理(結果)

荒本老人センターでは、利用者からテーブルやいすなどの備品の寄贈を受ける場合がある。東大阪市財務規則によると、各部等の長は、寄附により(中略)物品を取得しようとするときは、これを物品取得決定書により決定しなければならない(同規則第176条)とされており、その後は市が購入した物品と同様の管理が必要である(物品の管理については「第4. 3. 物品管理」参照。)

しかし、同施設では、寄贈の申込みを受けた際、物品取得決定書を作成しておらず、寄贈後、市の物品としての管理もなされていない。この点は同規則に反している。また、寄贈後の管理手続きもあいまいで、寄贈者が寄付物品を持ち帰ることもあるとのことである。廃棄等の場合、寄贈者とトラブルになることも考えられる。

寄贈を受ける際は寄贈者と寄贈の意思を明らかにするため「寄附申込書」を入手し、その後の所有権は市に帰属し保管責任は市にあること、廃棄等の判断は市に一任する旨について了承を得ておく必要がある。その上で、市において同規則に則って物品取得決定書を作成し、購入物品と同様の管理を行う必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

ご指摘を踏まえ、寄贈・寄付をいただいた際は物品取得決定書を作成し、適切に物品管理を行っております。また同好会活動等で共用するために持ちこまれた物品については施設利用者会にて適切に管理いただいております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(6)-③
回答所属	高齢介護課
施設名称	荒本老人センター

・包括外部監査による結果及び意見

③委託契約の方法

イ) 契約の方法(結果)

大門警備保障㈱への委託について「従来から委託先と契約してきたところであり、かつ同業務に精通し実績のある」ことを理由として、随意契約(2号随意契約)としている。

しかし、当施設は必ずしも警備業務についての特別な習熟や高度の技術的専門性を必要とする特殊な施設ではない。そのため、当施設の警備業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の保安を図ることが可能であるから、2号随意契約の要件(契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき)に該当しないことは明らかである。

よって、大門警備保障㈱への保安業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じコスト低減を図る必要がある。

また、地域事情の精通など、特殊な事情が考慮されるとしても、東大阪市財務規則第108条が定める「契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない」との措置が同契約では講じられていない。担当者の知る限り、ここ5年間は複数の見積書の入手をせず、金額も変更していないとのことで、価格の有利性の検証がなされていない。

さらに、近隣他施設との一体的委託によりコスト削減を図ることも有効であると考えられる。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

警備業務については、考慮すべき地域事情を勘案しつつ、コスト低減を図る方法について、引き続き関係部局と協議、検討してまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(6)-④
回答所属	高齢介護課
施設名称	荒本老人センター

・包括外部監査による結果及び意見

④駐車場

イ) 民間事業者の利用(結果)

北駐車場のうち2区画は、近隣の民間事業者が既得権として無償で利用しており、市も暗黙のうちに利用を認めている。

その経緯としては、市が駐車場等として取得整備する以前から、当該事業者が同土地の一部を駐車場として利用していた(写真(従前)に写っている倉庫的な建物が民間事業者の駐車場)との事情が存在するとのことである。

しかし、同土地は行政財産(普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう。地方自治法第238条第4項)である。

行政財産については、東大阪市財務規則第149条第1項によると、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、「市長が特にその必要があると認めるとき」(第4号)等に該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において本市以外の者にその使用を許可することができる。市は、土地買収の際に、「売買代金には、土地代、地上物の補償料、離作補償料、その他一切の補償料を含むもの」として支払っており(売買契約書第3条第2項)、賃借権等の負担を抹消することは売主の義務として約定されている(同第7条)。市が民間事業者に引き続き駐車場を使用させる義務を負担することは不適切であり、「市長が特にその必要があると認めるとき」には該当しない。

また、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、許可申請書を提出することとなっているが(同条第3項)、許可申請書の提出はなく、市が地方自治法第238条の4第7項に定める使用許可処分を行ったとの事実は認められない。

以上より、同民間事業者に北駐車場の2区画を無償で使用させることは、地方自治法第238条の4第7項、東大阪市財務規則第149条第1項及び第3項に反している。

行政財産の使用の公平性を欠いており、民間事業者には、早急に駐車場の利用が認められないことを説明し、今後の使用を差し止めるなどの是正措置を講ずる必要がある。

ウ) 目的外利用の排除(意見)

市は、地区内施設利用者のために駐車場の使用を無償で提供している。

しかし、駐車場には課金設備等はなく、誰でも利用できるようになっている。施設利用者以外の者の利用がないことも確認していないとのことである。

同駐車場は駅や住宅街からも近く便利な場所にあり、施設利用者以外の者の利用があることは十分考えられる。

利用状況を定期的にチェックするなど、目的外利用を排除できるような仕組みを設ける必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

北駐車場の民間事業者による使用につきましては解消しており以降、使用は見受けられません。同駐車場の目的外利用を排除できるような仕組みについては、引き続き検討してまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(7)-①
回答所属	西保健センター
施設名称	西保健センター

・包括外部監査による結果及び意見

①建物の耐震性(意見)

昭和58年に大阪府から施設の移管を受けた西保健センターは、昭和25年建築であり、築年数は58年となっている。施設の老朽化も進んでおり、平成20年7月に耐震調査を実施している。なお、調査日現在では、耐震調査の結果は出ていない状況であった。地域住民の健康と福祉の維持と向上を目指すという事業の性質上、健康相談、保健指導、乳幼児健診、老成人検診等の住民サービスは今後も継続して実施すべきであるが、当面は耐震結果に対し、整備計画の策定などの適切な対応を行い、将来的には建替あるいは耐震補強を実施する必要があると考える。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

平成24年度からの耐震工事に向けて、市民サービスの中で整備しておく課題について、関係部局と協議しているところです。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(7)-②
回答所属	西保健センター
施設名称	西保健センター

・包括外部監査による結果及び意見

②委託契約の方法

イ) 随意契約(結果)

警備業務、清掃業務の随意契約理由は、いずれも「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」としていた。

しかし、当施設は必ずしも警備業務及び清掃業務についての特別な習熟や高度の技術的専門性を必要とする特殊な施設ではない。そのため、当施設の警備業務及び清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の保安及び衛生保持を図ることが可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき」に該当しないことが明らかである。

地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。定期的に競争入札を実施すべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

他の外部施設の状況や、これまでの経緯をふまえ契約形態について、西保健センターは施設も古く、清潔保持や保安に十分な配慮ができるのはもちろんの事、事務所内に紙ベースの個人情報関係資料があり信頼性なども含めて、競争入札に向けて検討しています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(8)(9)-①
回答所属	斎場管理課
施設名称	斎場(荒本・長瀬)

・包括外部監査による結果及び意見

①荒本斎場運営の効率性(意見)

荒本斎場は、他の6斎場同様、市営斎場であるが、運営は指定管理者により行われている。しかし、市営斎場申込書の中の斎場一覧表に記載されていない。

荒本斎場は、旧同和対策の一環として整備された経緯があるが、地対財特法の失効後も、地域住民の利用のみとなっている。

そのため、荒本斎場の火葬場利用状況の推移を見ると、平成17年度が19体、平成18年度及び平成19年度は12体と少ない。火葬1回当たりの維持管理コストに要する費用は69.3万円(※)であり、他の直営斎場の平均値22.4万円(※)と比較すると高額であり、荒本斎場の効率性は低くなっている。

※ 平成19年度 総支出額÷総火葬件数にて算出

1回あたり利用料は7,000円(生活保護等の減免の場合3,500円)にとどまるため、ほとんどを市が負担する形となっている。

今後、利用者の増加を図るため、利用に向けた情報開示を進めるべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

平成22年4月1日から荒本斎場を一覧表に加えた申込書を作成し使用しています。

また、平成22年3月31日に斎場予約システムに荒本斎場を追加し、斎場予約申込方法を統一しました。この内容についても斎場予約登録葬儀業者に通知(平成22年4月23日付)し、荒本斎場の利用促進の依頼をしました。

加えて、平成22年7月から斎場管理課のHPに荒本斎場を加え、利用促進の広報に当たっています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(8)(9)-②
回答所属	斎場管理課
施設名称	斎場(荒本・長瀬)

・包括外部監査による結果及び意見

②葬儀場の必要性(意見)

荒本斎場における葬儀場の利用件数は、平成17年度14件、平成18年度1件、平成19年度0件と利用頻度は減少している。

どの地域の火葬場を利用するか、官民いずれの葬儀場を利用するかは市民の選択によるものであり、今日、住民の意識及び価値観が大きく変化する中、荒本葬儀場に対する住民ニーズが希薄になっていることも原因と考えられる。このような社会情勢にあつて、公の施設の設置目的である「住民の福祉を増進する」ことに効果的に寄与するものとは言い難い。施設の廃止を含め検討すべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

平成22年度の荒本葬儀場の利用件数は2件で、過去2年間のよう利用件数がまったくなかったものではありません。

また近年、市民の葬儀についての意識の中に、廉価で葬儀を執り行いたい旨の要望があります。具体には、市営葬儀場若しくは公営施設(公民館・集会所)を利用し、葬儀を行いたい旨の内容であります。

このため、斎場管理課のHPに荒本斎場を追加し、その中で葬儀場の使用申込方法等を広報しています。

今後、さらに市民の葬儀に対する価値観が多様化し、社会情勢が変化すると考えられる中、当該施設についての使用状況を見極め検討していくとともに、当該施設を含めた市全体の将来の斎場整備について、平成24年度に整備計画を策定する予定です。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(8)(9)-③
回答所属	斎場管理課
施設名称	斎場(荒本・長瀬)

・包括外部監査による結果及び意見

③市営火葬場のあり方(意見)

市が運営する他の斎場の状況は(直営斎場の状況)に記載しているとおりである。
(直営斎場の状況)表より、火葬場の利用率は、楠根斎場で105.7%と高いものもあるが、長瀬斎場では44.9%となっており、開きがある。
市営火葬場の特徴として、小規模の斎場が住宅密集地に分散した状態で存在していることがあげられる。各火葬場には、2名体制を基本にして職員を配置しているが、1名体制の火葬場もあり、施設を集約することにより、職員体制の効率化を図ることが期待される。施設能力の維持に配慮しつつ、市営斎場の統合についての検討が必要である。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

市が運営する火葬場間での利用率の差はあり、利用率の開きがある要因として、交通アクセスの利便性、駐車場面積差、火葬場の老朽度、葬儀場の立地などが考えられます。長瀬斎場では、平成21年度に葬儀場の補修工事を行い、引続き平成22年度に葬儀場内装補修を行った結果、23年3月末現在で60.9%、21年度48.1%に比較し利用率は向上しています。今後も引続き斎場の改修等を行い斎場施設利用の促進に努めてまいります。

各火葬場には、2名体制を基本にして職員を配置していますが、1名体制の火葬場もあるため、職員等の効率的配置で対応を図りたく考えております。

なお、斎場利用状況の推移等を見極め、当面の間現状で運営を行いながら、市営斎場の統合については、今後検討してまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(11)-②
回答所属	東診療所
施設名称	東診療所

・包括外部監査による結果及び意見

②現状把握の必要性(意見)

「第4. 4. (11)①経営状況」で記載したとおり、患者数は計画より大幅に減少し、収支状況も悪化の一途をたどっている。

平成4年に東診療所として改組し存続させて以降既に15年以上を経過している。患者数の減少傾向に歯止めがかからないという事実は、処方日数の長期化という要因があるにしても、診療所をとりまく患者層の変化や患者ニーズの変化に対応できていないこと、すなわち、患者ニーズにマッチした診療機能を発揮するための対応体制の整備が遅れていることに要因があると考えられる。

しかし、同診療所は患者の年齢層や居住地、来院理由、来院頻度等の分布割合を把握していない。また患者へのアンケート調査などは実施しておらず、患者ニーズや地元ニーズの把握が十分とは言えない。

さらに、収支状況が計画と大幅に乖離しているにもかかわらず、実績が計画と乖離した原因調査を実施していない。また、収支悪化要因の分析もなされていない。収支状況の分析手法として、診療科別収支計算は一般的であるが、診療科別の収入額すら把握していない状況であった。診療科の支出については原価計算が必要であるが、診療科別の収入と支出を把握し、どの診療科からどれだけの赤字が生じているかを把握しなければ、どの診療科に問題があるのかわからないし、対策の立てようもない。

患者層の把握と分析、患者ニーズ調査を実施するとともに、診療科別収支計算のほか、経年別比較、患者数と収支の比較などによる分析を実施し、収支悪化の要因を把握するなど、現状を適切に把握する必要がある。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

平成22年度に患者向けのアンケート調査を実施しましたが、今後早期に患者の利用状況を把握し、存廃も含めて東診療所の今後のあり方について検討いたします。また、収支状況悪化の要因については、一定分析を行いました。今後さらに詳しく分析を行っていきます。

なお、検討にあたっては、併設施設「四条の家」の廃止への動向をみながら、地域住民、関係団体との意見交換などを行っていきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(11)-③
回答所属	東診療所
施設名称	東診療所

・包括外部監査による結果及び意見

③事業計画の策定(意見)

同診療所では、平成13年に東診療所経営改善検討委員会において経営改善方策及び平成13年度から平成18年度までの収支計画、患者数見込計画を策定した後、計画の見直しやその後の中長期的な事業計画、収支計画を策定していない。

現在、中長期的な計画がなく診療所運営がなされている状況にあり、先に述べた収支分析と患者状況調査等の現状把握を行った上で、中・長期的な事業計画を策定する必要がある。その上で、計画と実績を比較し、乖離が生じた場合はすぐに計画を見直し、改善に役立てるといふPDCAサイクルを構築する必要がある。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

併設施設「四条の家」が平成25年度末で廃止の方針が示されており、早期に健康部内の検討チームにおいて、存廃も含めて東診療所の今後のあり方について検討する中で事業計画の策定についても、併せて検討していきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(11)-④
回答所属	東診療所
施設名称	東診療所

・包括外部監査による結果及び意見

④委託契約の方法

イ) 契約方法(意見)

建物総合管理業務(一般清掃・空調設備・営繕関係業務等)についての契約は、同診療所が他の公の施設「四条の家」と同一の建物であることから、四条の家と同じ業者と契約するのが効率的であるため、四条の家と同様、長期にわたり随意契約が締結されている。

同診療所は、四条の家と同一の建物であるため、契約内容については四条の家の交渉結果如何という面があるが、契約相手以外の複数業者から見積書を入手しておらず、金額の有利性の検証等がなされていないのが現状である。

同診療所の一般清掃・空調設備・営繕関係業務等については、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても契約の目的を達成することは十分可能であるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当しないと考えられる。

よって、当該随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適切な価格競争を通じてコスト削減を図る必要がある。ただし、同診療所が単独で実施することは非効率であり、四条の家と協力して実施することが望まれる。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

診療所は「四条の家」の2階部分の一部であり、契約業者の控室また空調設備の機械室は「四条の家」の1階部分にあることから同一の建物を分離して契約することは不可能です。

また、契約は「四条の家」が主体となっていますので(社福)東大阪市社会福祉事業団と協議し入札を行ってもらう必要があります。しかし、併設施設「四条の家」が平成25年度末で廃止の方針が示されている状況から、現状のままでの契約を継続しています。(社福)東大阪市社会福祉事業団と協議して、指摘の内容を踏まえて契約方法について検討していきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(11)-⑤
回答所属	東診療所
施設名称	東診療所

・包括外部監査による結果及び意見

⑤施設のあり方(意見)

公的病院には高度先進医療、救急等不採算医療、へき地医療などのセーフティネットとしての機能が求められるが、同診療所では、公的病院に求められるセーフティネットの機能が市において求められておらず、公害認定の診療や東保健センターの健診業務のうち一部を実施しているものの、高度先進医療、救急等不採算医療、へき地医療等を実施していない。そのため、民間診療所の機能と重複・競合しており、民間診療所が多数存在する現在の医療環境の中で、公立診療所として二次的・補完的機能を発揮する余地が乏しい現状にある。

今後、X線撮影業務など、保健センターの業務代行に東診療所の存在意義を見出すことは可能であるが、現在のX線撮影機器は老朽化しており、今後X線業務を本格的に実施するのであれば、一定額の投資(約5,000万円程度)が必要である。また、撮影機器の利用率を上げなければ、投資が回収できない恐れもあり、患者数そのものを増加させる抜本的な対策が必要である。

一方、同診療所の建物は昭和46年に建設されており、老朽化が激しい。平成20年度に耐震調査を行い、調査結果はまだ出ていないが、耐震性に問題がある可能性もあり、耐震補強のための投資が必要となる可能性もある。

公的病院に求められるセーフティネットとしての機能、二次的・補完的機能を発揮しておらず、年間約1億2,000万円もの赤字を公費で負担する意義も低い。建物自体の耐震性も疑問視される中、さらなる公費を投入してまで存続させる必要があるか、廃止を含めた議論が必要であると考える。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (一部措置済み)

東診療所における胸部X線撮影をはじめ、公害認定の検診、東保健センター業務の肺がん検診の業務に支障を来たため、X線撮影機器を平成22年7月に更新し、X線撮影業務がデジタル化した。

施設のあり方につきましては、早期に健康部内の検討チームにおいて、存廃も含めて東診療所の今後のあり方について検討していきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(12)-④
回答所属	公園管理課
施設名称	花園中央公園野球場

・包括外部監査による結果及び意見

④旗取り付け用ポール(意見)

野球場では、スコアボードの裏側に設置されたポールに、大会等で使用する球団旗を揚げる
ことができるようになっている。しかし、その取り付け方法は、スコアボード設備裏側の3階の窓
から利用者自身が体を乗り出してポールに取り付けるといふもので、転落防止のための設備も
なく、非常に危険である。

これについては、取り付け方法の見直しを含め、早急に何らかの転落防止策を講じる必要が
あると考える。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

転落防止の観点から、安全ベルトと取り付け用フックを5箇所設置しました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(13)-①
回答所属	青少年スポーツ室
施設名称	児童文化スポーツセンター

・包括外部監査による結果及び意見

①プラネタリウムの稼働率(意見)

上記表の「平成19年度利用状況」から、同センターの1日当り利用人数は、プラネタリウムが141人と最も低い。また、平成19年度6月をサンプルにプラネタリウムの稼働率を計算したところ、その稼働率は24.1%と低迷している(上記表「平成19年6月プラネタリウム稼働状況」を参照)。

平成20年度における、プラネタリウムの制御コンピュータの改修等の設備投資予算額は1億2,000万円であり、他の公の施設の予算が削減されていく中で、多額となっている。民間の投資効率の考え方をそのまま採用することはできないが、同センターは、少しでも投資金額を回収できるように収入を増加させる努力をしなければならない。

同センターのプラネタリウムは、近畿地区では大阪市に次ぐ2番目の規模を誇る施設であり、稼働率を向上させることは十分に可能と考えられる。今後は、市と同センターが協働して話し合い、稼働率を上げるための施策に取り組むべきである。

下記は、監査人がヒアリングの結果、課題として認識したものであり、今後検討を要する事項である。

- ・前年度ベースの収入を当面の目標としており、市と同センターとの間で、特に利用率向上のための抜本的な対策の話し合いは行われてない。目標設定と目標達成のための施策を立案する必要がある。
- ・市には、毎月、使用状況の報告書を提出しているが、数値情報のみで、利用者からの意見、要望等についての報告はしていない。利用者からの意見等を市も認識し、今後の運営に活かすことが重要である。
- ・土曜日の午前中は高校生以下は入場料無料となっているが、館内での掲示を行っているだけで、ホームページでの周知はなされていない。ホームページにアップすべきである。
- ・同センターから小学校や子ども会等の団体へ営業活動を行っていない。先方からの問い合わせを待つのみでは集客は望めないため、積極的に営業活動を行うべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

- ・平日の利用者数の増加を図るため、教育委員会とセンターが協働し、校園長会や小学校理科教育研究会へリニューアルのPRを行い学校の利用促進を行っています。
- ・利用者からの意見等について、教育委員会に報告し情報の共有を行うと共にクレーム等については、協同し対応しています。
- ・土曜日の高校生以下無料開放について、センターのホームページにアップを行いました。
- ・これまで同様に市内および近隣の幼稚園・小学校等には随時チラシやパンフレットを配布すると共に、小学校のPTA行事等に出前教室を行い、PRをしています。
- ・平成23年度より全庁的に施設利用状況調査を実施することとし、その中で客観的な数値による目標設定と四半期ごとの進捗状況の確認及び改善策の立案を行っていきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(13)-②
回答所属	青少年スポーツ室
施設名称	児童文化スポーツセンター

・包括外部監査による結果及び意見

②設備投資計画(意見)

建物の修繕については、特に修繕計画はなく、予算の範囲内で優先順位が高いものから順番に修繕している。

現在、最も優先順位の高いものは建物全体の空調設備であり、設置後18年目となるので取替えが必要な状況であるが、平成20年度は、プラネタリウムの制御コンピュータの改修とプロジェクターの更新(予算124百万円)が予定されており、空調設備は予算化の目処は立っていない。現在は、室内の個別の空調機器の取替えを行うことにより対応している状況である。同センターは、建物以外に、プラネタリウムの設備投資に多額の資金が必要となるため、これらも含めて全体の設備投資計画を立案し、必要な修繕が実施されるようにする必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

年次修繕計画を作成し、必要な修繕について優先順位をつけて計画し、予算要求を行っています。建物全体の空調設備については、平成22年度に空調機器改修工事を行いました。また、平成23年度は、舞台照明機器、音響設備改修工事を行います。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(13)-③
回答所属	行財政改革室・青少年スポーツ室
施設名称	児童文化スポーツセンター

・包括外部監査による結果及び意見

③委託契約の方法

イ) 随意契約 (結果)

清掃・警備業務の随意契約の理由は、サービス協会の会計処理規則第35条第1項第1号の「契約の性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しないと認められるとき」とされている。しかし、当施設は清掃・警備について特別の習熟や高度な専門性を必要とする特殊な施設ではなく、当施設の清掃・警備業務は制約の少ない一般的な業務であるから、同規則(契約の性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適しないと認められるとき)に準拠していない。なお、当該随意契約については、市が同団体を委託先として指定しており、市主導による契約がなされていることにも問題がある。競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適切な価格競争を通じてコスト削減を図る必要がある。

ウ) 見積書の入手 (意見)

舞台関係業務については、3社から見積書を入手し、複数の見積書を比較していたが、そのうちの1社は、平成18年度以前の契約先で、既に舞台関係業務を廃止しているにもかかわらず、当該会社から見積書を入手していた。これについては、形式的に3社から見積書を入手して比較しているかのように見せかけているだけであり、実質は2社である。サービス協会の会計処理規則第35条第2項によると、「随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、2人以上の見積書を調査しなければならない。」と規定されており、2社であっても同規定に違反するものではないが、価格の有利性を判断するためには、より多く見積書を入手することは効果的である。今後は、形式的に複数の見積書を入手するのではなく、実質的な価格の比較検討を行うべきである。

エ) 見積書の入手 (意見)

案内業務と警備業務については、4社から見積書を入手しており、4社は同じビル総合メンテナンスの業者であった。4社とも、これらの業務を実施していると思われるが、案内業務は、コンパニオンを派遣してもらうという労働者派遣業務契約であり、数多くの人材派遣会社があるにもかかわらず、ビル総合メンテナンスを主な事業内容とする会社からのみ見積書を入手するというのは、見積書を入手する相手先が限定されすぎている。

今後は、見積書を入手する業者を幅広く選定することにより、価格競争力をより働かせるべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

イ・ウ) について

個別の業務内容・金額を精査し、より効率的な施設の維持管理を行っています。

エ) について

就職困難者への雇用の側面及び(財)雇用開発センターの設立趣旨に鑑みて、市の所管部局からの委託だけでなく、指定管理者にも各施設の設置管理条例・規則において同趣旨を指定管理者の選定基準の一つとすると同時に、(財)雇用開発センターへの警備・清掃業務を委託することを本市より働きかけを行っております。

尚、雇用開発センターについては、社会状況の変化や近年の雇用問題の多様化などを受けた雇用施策の見直しにおいて、平成25年度中に廃止する方針としております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(13)-④
回答所属	行財政改革室・青少年スポーツ室
施設名称	児童文化スポーツセンター

・包括外部監査による結果及び意見

④ 暫定直営(意見)

平成19年度まではサービス協会を指定管理者としていたが、公募による指定管理者の選定につき議会で否決されたことに伴い、平成20年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。それは使用許可権限を持つ市職員が一人配置され、残りはサービス協会に委託するというものである。

議会の否決理由は、平成18年3月に策定された外郭団体見直し方針に基づく見直し作業が進展していないこと等によるものであり、指定管理者制度から直営に変更すること自体が法律違反になることはない。ただし、暫定直営は応急措置的に採用された方法であり、従前の指定管理者との業務委託契約は、非公募による随意契約である。

確かに、指定管理者制度から直営方式に変更することや、直営方式に変更するにあたって、引き続き、従前の指定管理者との間で委託契約を締結すること自体は、特段、法律に違反するものではないが、委託業者の選定方法が非公募の一者特命の随意契約である点は、透明性に欠け、価格の有利性・公平性の点でも疑問が残る。

本施設のハード面に関しては、不特定多数の住民が利用するため、施設の安全性及び事故防止のため、受託業者の経験・実績・信用等が求められるが、前述のとおり、受託業者は、清掃・警備・空調等については再委託を行っている。また、本施設のソフト面に関しては、プラネタリウムの番組制作や制御コンピュータの操作、多目的ホールの舞台関係業務等については専門性が高く、受託業者の経験・実績・信用等が求められるが、受託業者は、プラネタリウムの番組制作や舞台関係業務については再委託を行っており、実質的には、制御コンピュータの操作等に関する専門知識のみが要求されている。

そして、これらの専門知識を有する同業他社は存在すると考えられるため、随意契約の要件を充足しないと考えられるから、今後の業務委託契約については、公平性・透明性・競争性の見地から、競争入札に付すべきである。

そして、使用許可も含めて包括的に民間に管理を委ねることができれば、民間活力の導入により、住民サービスの一層の向上が期待できることから、公募による指定管理者への移行を検討すべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（措置済み）

暫定直営については、議会での指定管理者の指定議案の否決を受け、業務開始日までに再度選定作業を行うことは時間的にも困難であり、施設の一時閉鎖などによる市民への影響を防ぐため、緊急避難措置として従前の指定管理者へ業務委託したものです。平成21年度からは(財)施設利用サービス協会が指定管理者として、施設の管理運営を行っております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(14)-①
回答所属	文化財課
施設名称	郷土博物館

・包括外部監査による結果及び意見

①利用率の低迷と施設の移転

イ) 建物の耐震性(意見)

博物館は昭和47年に建設されたため、現在の建築基準上は耐震性に問題があると想定されるが、同博物館は特定建築物に該当しないため、現在まで耐震調査は実施されておらず、耐震調査の計画もない。

しかしながら、同博物館は、市の文化的価値の高い文化的遺産を後世に引き継ぐという使命があると考えられるため、今後も建物の使用を続けるのであれば、耐震調査を早急に行い、必要な耐震工事を行うべきである。

ウ) 利用率の低迷と施設の移転(意見)

博物館に保存されている歴史的価値のある文化財は、広く市民・国民の目に触れてこそ、「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」(文化財保護法第1条)とともに、「(博物館)の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与する」(博物館法第1条)ことになり、「市民の教育文化の向上に資する」(郷土博物館の設置目的)ことになる。

来館者数の増加を図ることは、博物館の存立意義を効果的に達成するために最も有効な手段である。この点、職員は、年間4,000万円に満たない限られた予算の中で、展示やイベント、自然の材料を利用した体験学習や手作りのオリジナルグッズの製作など魅力的な会館運営に務めるほか、アクセスに不案内な来館者への道案内などサービス向上を図るなど、来館者の増加を図るための努力を続けている。

しかし、利用状況は、以下の表のとおりであって、1月2月を除いて、1日当りおおよそ10人から20人の観覧者数と伸び悩んでおり、残念ながら、利用率が非常に悪いと言わざるを得ない。

この主な原因の一つとして、アクセスの悪さが挙げられる。同博物館は、最寄りの駅から徒歩20分と案内されているが、初めて博物館に行く人にとっては、坂道が急勾配なため、徒歩は困難と思われる。特に、雨天時には、通路に側溝がないため川のような状況となり危険である。また、車を利用するにしても、博物館に繋がる道路が狭く急勾配であり、アンケート結果にあるとおり、案内標識が不十分で運転は困難と考えられ、駐車場は数台分しか確保されていないので、車での来館はあまり望ましくないのが現状である。そして、社会学習や観光のために団体で遠方から来館する利用者が少なくない中で、博物館駐車場への観光バスの乗り入れができない点は、来館者数の増加を図る上で致命的な欠陥といえる。

以前はこのようなアクセスの悪さを解消すべく、移設や建替えの構想があったが、現在はなくなったとのことである。

同博物館には、歴史的文化的価値の高い文化財や民俗文化財が展示・保存されており、このような文化的遺産を多くの市民・国民が知るところでないのは誠に残念である。また、利用者アンケートによると、展示物に対する満足度は非常に高い結果となっており、リピーターが多いというのはその証拠である。

アクセスの悪さは、来館者数の増加を図るうえで、職員の自助努力では如何ともできない構造的な障害であり、利用率低迷の最大の原因であるといっても過言ではない。上述したように、史跡公園化構想がなくなった以上、同博物館を今の場所に限定する必要性はなくなっており、さらに、耐震性に問題があると想定される以上、もっと立地の良い場所への移転を再度検討することにより、利用率の向上を図るべきであると考えられる。

また、その際、観覧料についても、立地条件の良い場所への移転と合わせて検討することが望まれる。埋蔵文化財センターと同じく無料とし、より多くの市民に来館してもらえようようにすることは、郷土の文化的遺産を公共の利用に供し、もって市民の教育文化の向上に資するという設立目的に適うと思われることから、無料化することも一案である。

・措置状況内容（H23.3末時点）（一部措置済み）

イ)について

第1次診断法による耐震性の確認は行いましたが、なお、第2次診断法による耐震診断を行う必要があるという結果になっております。

今後の耐震性の確認、耐震化につきましては、東大阪市市有建築物耐震化整備計画に基づき、今後の施設のあり方を検討した上で実施してまいります。

ウ)について

立地の良い場所への移転及び入館料の無料化については、依然として白紙の状態ですが、平成21年度及び22年度において、博物館の空調機整備の実施により、来館者への快適性を確保・リピート入館者のさらなる増加を目指します。

【空調機整備状況】

平成21年度：ロビー2台取替設置

平成22年度：大展示室4台取替設置

平成23年度(予定)：小展示室2台取替設置

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(14)-②
回答所属	文化財課
施設名称	郷土博物館

・包括外部監査による結果及び意見

②収蔵品の管理について(結果)

収蔵品倉庫において収蔵品の現物確認を実施したところ、その管理状況に問題があった。

ア) 収蔵品の増加が台帳に反映されていない。

開館以来、収蔵品が増加しているにもかかわらず、その増加分が台帳に反映されていないため、現物と台帳とが不一致になっている。

イ) 現物確認が実施されていない。

現物確認が実施されていないので、台帳に計上されているものであっても、現物が無い可能性が全くないとは言いきれない。また、現物確認を定期的実施することで、現物の保存状態の確認をすることができるが、それが実施されなければ、収蔵品が損傷していても見逃されてしまうので、修復することもできず、市の貴重な財産である収蔵品の価値を損なう可能性がある。

ウ) 資産番号が統一されていない。

博物館の学芸員が、台帳上の資産番号と違う独自の資産番号を付しており、学芸員が入れ替わる度に別の資産番号が付されてしまうため、複数の資産番号が入り混じっている。これでは、現物管理を行うことは困難である。

エ) 収蔵品の現状を記録した台帳がない。

収蔵品は後世に残していく貴重な財産であり、できる限り発掘時あるいは寄贈時の現存状態を維持することが望まれる。しかし、当初の状態が記録されていなければ、収蔵品が損傷したかどうかもわからないため、修復することもできず、また、保存状態に問題がある場合でも、それが発見されないため、収蔵品の価値を損ねることになる。なお、これについては現在整備中である。

オ) 収蔵品の管理規程がない。

博物館としては、たとえ収蔵品の管理規程がなくても適切に管理する義務があると思われるが、これまで収蔵品の管理状態が悪かったのは、収蔵品の管理規程がなかったことも一つの要因と考えられる。

以上、現在の管理状態の様々な問題点を述べたが、この状況においては郷土の文化的遺産を後世に伝えるという同博物館の使命を全うすることはできない。

今後は、収蔵品台帳の整備、定期的な現物確認の実施により、収蔵品の保存状態を確認し、必要な処置がとれるようにするべきであるが、予算上の制約から直ちに実施することは困難と考えられるため、まずは、数年間にわたる計画を作成した上で、順次実行に移す必要がある。さらに、同時並行で管理規程の整備を進め、規程に準拠した管理体制を構築する必要がある。

・措置状況内容（H23.3末時点）（一部措置済み）

ア)～エ)について

平成20年度国の2次補正予算により創設された「ふるさと雇用再生特別基金事業交付金」により、ふるさと雇用再生基金事業「文化財資料登録・データ化及び文化財検索システム更新事業」を平成21年7月1日より事業着手し、現在、収蔵品台帳の整備を行っているところです。

平成23年度の事業終了後には、指摘事項である収蔵品台帳の整備に大きな前進をもたらすものと考えております。

オ)について

管理規程につきましては、収蔵品の属性に応じたものを作成するためにも、現在進めている収蔵品台帳の整備(作成)後に検討し作成していきたいと考えています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(14)-③
回答所属	文化財課
施設名称	郷土博物館

・包括外部監査による結果及び意見

③広報について(意見)

同博物館は、市民への広報活動として、展示替等におけるポスター、チラシ等の配布、市政だよりへの掲載、マスコミからの取材等に取り組んでいるが、独自のホームページは作成されていない(平成20年7月から試験的に作成されているが、未完成である。)

インターネットが普及している中、ホームページは市民が情報を得る手段として最も便利であり、最も利用されているのではないかとと思われる。そのホームページがないというのは同博物館にとって大きなマイナスである。博物館のパンフレットには多少の情報は掲載されているものの、郷土博物館でしか見ることのできない貴重な土偶の説明はなされておらず、パンフレット等入手するには現地に行かなければならない。

他の博物館のホームページを見ると、収蔵品の情報がデータベース化されているところもあり、大変魅力的なものとなっている。

同博物館の魅力をPRし、観覧者を増加させる手段として、ホームページの作成は必須であり、一日も早い完成が望まれる。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

博物館独自のホームページは平成20年8月に作成し、市民への広報活動の大きな媒体として、公開活用されています。今後につきましては、中身の充実はもちろんですが、最終的には展示品の検索が可能な内容にしていきたいと考えています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(14)-④
回答所属	文化財課
施設名称	郷土博物館

・包括外部監査による結果及び意見

④再委託契約

イ) 見積書の入手(意見)

清掃の契約締結の起案書には、随意契約理由については特に記載がなかったが、ヒアリングの結果、清掃業務については、他の業者よりも有利な価格で契約できるというのが随意契約の理由であった。

複数の見積書による比較を行っているため、他の業者よりも有利な価格で契約できるということであるが、実際には、見積書を提出した他の業者2社については、現契約者から推薦を受けた業者で、見積書による比較が形骸化している。これでは、価格競争が働かず、業者間の談合の可能性を排除することができないため、契約金額の有利性に重大な疑問が残る。今後は、独自に選定した2人以上の業者から見積書を入手するよう改善すべきである。また、清掃業務は、同業他社では対応できない特殊な業務でないにもかかわらず、長期にわたり同一業者と契約をしており、契約参加機会の公平性・価格の有利性の点で疑問がある。定期的な競争入札の実施を行うべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（措置済み）

博物館の清掃業務委託については、平成21年3月26日、指定管理者である東大阪市施設利用サービス協会が入札を実施しました。

入札には、市指定業者3社が参加し、落札額は1,990,800円で20年度に比べて103,320円委託料を減額することができました。

平成23年度の博物館清掃業務委託については、包括外部監査での指摘に従い、財団法人東大阪市施設利用サービス協会において、平成21年3月に入札に参加した業者2社に見積もりをとり、低価格を提示した業者と随意契約をしました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(15)-②
回答所属	文化財課
施設名称	埋蔵文化財センター

・包括外部監査による結果及び意見

②利用率の低迷(意見)

平成19年度の入館者数は以下の表のとおりであり、開館翌年度である平成15年度の約1万5千人をピークに減少傾向にある。1日当り入館者数は約44人であり、利用率は低いと言わざるを得ない状況である。

団体の受け入れは、歴史の授業を兼ねた小学校6年生がメインであり、市内の小学校が中心である。

同センターの広報活動としては、市政だよりへの掲載や市のホームページへの掲載以外に、小学校6年生の教諭向けにパンフレットを送付することにより団体の受け入れを狙っている。ただし、パンフレットを送付した教諭に対して電話連絡等の積極的な広報活動は行っていない。開館時以降、入館者が減少する中で、上記のような広報活動だけでは、利用率のアップは困難と思われる。

同センターでは、地域のボランティアの人々を積極的に活用し、遺物をできるかぎり活用し、「みて、ふれて、つくる」という参加型の体験学習や、遺跡の調査結果の速報展を中心とした展示、夏・春休みには小・中学生を対象とした火起し選手権などのイベント等、他の施設ではできない貴重な体験をすることもでき、もっと積極的にPRすれば利用率アップに繋がると思われる。

また、PRの手段として最も有効と思われるホームページであるが、現在、同センター独自のホームページは作成していない。市のホームページにおける同センターのページに掲載されている情報はごく限られた情報であり、入館者の増加を見込めるとは思われない。一案としては、同センターの収蔵品はデータベース管理が行われているので、データ検索機能をもったホームページとすれば非常に魅力的なものとなると考えられる。

以上、同センターが所蔵する市の歴史的文化的遺産を市民・国民に公開・活用してもらうために、より積極的な広報活動を行うことが望まれる。

・措置状況内容（H23.3末時点）（措置済み）

入館者数は、平成21年度は12,548人、平成22年度は13,660人と前年度より8.9%増となりました。

平成22年度は参加型の体験学習において市民の関心を惹く内容のものを実施したことにより、入館者数の増加につながったと思われます。この傾向は、夏休み期間中に顕著に見られ、同期間の入館者数は開館以来最高を記録しました。出前授業及び歴史講演会については、引き続き、リピーター入館者の獲得に尽力しています。

ホームページにつきましては、文化財課ホームページ内において文化財検索システムとともに内容の充実を図りたいと考えております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(16)-①
回答所属	行財政改革室
施設名称	総合体育館

・包括外部監査による結果及び意見

①指定管理者制度(意見)

平成19年度までは(財)東大阪市公園協会を指定管理者としていたが、公募による指定管理者の選定につき議会で否決されたことに伴い、平成20年度においては、暫定的に市の直営施設となっている。それは使用許可権限を持つ市職員が一人配置され、その他の業務は公園協会に委託するというものである。

議会の否決理由は、平成18年3月に策定された外郭団体見直し方針に基づく見直し作業が進展していないこと等によるものであり、指定管理者制度から直営に変更すること自体が法律違反になることはない。ただし、暫定直営状態は応急措置的な部分もあり、従前の指定管理者に業務委託しており実態は変わらないこと、体育館の管理運営業務であること、民間であればより一層のスポーツ促進及び健康維持のためのサービス向上が期待できることから、公募による指定管理者制度への移行を検討すべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

平成21年度に指定管理者を公募により選定し、現在、(株)東大阪スタジアムが指定管理者として施設の管理・運営を行っています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(16)-②
回答所属	青少年スポーツ室
施設名称	総合体育館

・包括外部監査による結果及び意見

②駐車場回数券の管理(意見)

駐車場回数券の管理については、次のような問題点が見られた。
駐車場回数券は、納入業者から受入後、販売枚数(11枚、100枚)毎に小分けし販売する。小分けしたものについては、管理番号を付して販売済か在庫で残っているかを台帳で管理しているが、納入業者から受入れてから小分けされるまでのものについては、受払管理がなされていない。駐車場回数券は金券であり、受払管理は徹底して実施すべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

駐車場回数券は受払台帳を作成し、管理するよう改善いたしました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(16)-③
回答所属	青少年スポーツ室
施設名称	総合体育館

・包括外部監査による結果及び意見

③プール回数券(意見)

プール回数券は、障がい者は半額となる。販売時には、障がい者手帳等によって本人確認を行っているが、障がい者割引の旨は回数券の表紙にしか記載されず、回数券をばらして使用した場合には判別ができない。そのため、これを悪用して、障がい者が購入した回数券を使って、健常者がプールを利用しても、チェックの手段がない。なお、7月21日から30日までの大人回数券(11枚綴り)の販売件数14件のうち、障がい者割引は半数以上の9件となっていた。不正利用防止のために、障がい者用の回数券については、手帳方式(利用の都度、本人確認可能な手帳にスタンプを押す方式など)に切り替えるなどの検討が必要である。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

障害者用プール回数券を利用する際には、受付で障害者手帳と一諸に提示してもらうようにしています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(17)-②
回答所属	社会教育課
施設名称	文化会館

・包括外部監査による結果及び意見

②施設のあり方(意見)

「第3. 5. 公の施設の耐震調査・改修状況」によれば、文化会館は特定建築物に該当し(下記参照)、法が規定する耐震改修診断が必要である。平成11年3月の第1次診断に係る耐震診断報告書では、耐震補強が必要であると判断されている。

しかし、これまで耐震補強設計のための第2次診断は実施されていない。これは、市民会館の建替を前提として文化会館のあり方が検討されてきたため、市民会館の建替論議に進捗がない中で、文化会館の耐震問題が放置されてきたためである。

現時点で文化会館の第2次耐震診断及びその後の耐震補強工事は計画されていない。また、文化会館背面の外壁について、剥落があるにも関わらず、修繕費は予算化されず、現在ロープにより立ち入りを禁止するのみである。また、屋上部分のコンクリートの劣化及び防水性能の著しい低下に対しても何ら手が打たれていない。

文化会館は、旧庁舎があった時代には、旧庁舎と機能的一体性をもって一定の文化的役割を果たしていたと考えられるが、庁舎が移転した後は、役割が大きく低下したと言わざるを得ない。そのことは、近年の稼働率の低迷から見ても明らかである。

また、施設の耐震強度不足や老朽化に対して何ら抜本的な対策が取られない現状において、施設を今後も使用し続けることは利用者の安全面から問題である。

利用ニーズの低下及び耐震強度不足が明らかな現状からすれば、早急に文化会館の廃止を検討すべきである。

・措置状況内容(H23.3末時点) (未措置)

東大阪市市有建築物耐震化整備計画では平成28年度以降に対応することとなっています。平成28年度までに文化会館の使用について検討してまいります。

なお、当面、危険性・緊急性を勘案した対処は引き続き行っていきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(18)-①
回答所属	社会教育課
施設名称	市民会館

・包括外部監査による結果及び意見

①施設の稼働状況(意見)

稼働率年度推移の総合計欄からもわかるように、市民会館の貸室等利用回数は平成18年度前年度比で7.9%、平成19年度前年度比で1.1%それぞれ増加している。しかし、利用回数の増加には公用利用の増加による影響が含まれている(平成18年度前年度比123件増、平成19年度前年度比199件増)ため、その影響を排除して利用回数の増減を計算すると、前年度比で、6.6%、△0.9%それぞれ増減している。

市民会館では、平成20年度になってホームページを開設しており、今後は利用者の増加が期待できるが、Web予約ができる状態にはないことから、利用者の利便性を考慮すると、劇的な変化は期待できないものと思われる。

現在、貸室等の稼働率について、年度ごとの目標値の設定やそれを達成するための具体的な施策の立案はされていない。今後は、具体的な数値目標を設定するとともに、ホームページの積極的な活用、自主事業の充実、文化福祉団体等への広報活動等とおして、目標達成のための具体的なアプローチの設定・実施が必要になる。

・措置状況内容(H23.3末時点) (措置済み)

平成20年度より、市民会館の催し物及び自主事業をホームページに掲載し、最新の情報提供に努めています。今後もより市民ニーズにあった自主事業を検討するとともに、一人でも多くの市民に参加してもらえるように、ホームページの積極的な活用等、広報活動についても充実させていきたいと考えています。

また、平成23年度より施設利用状況調査を実施することとし、その中で具体的な数値目標を設定すると共に、四半期ごとにその達成状況を確認し、改善策を講じてまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(18)-②
回答所属	社会教育課
施設名称	市民会館

・包括外部監査による結果及び意見

②委託契約の方法

イ)契約手続(意見)

上記の業務委託は、すべて随意契約により行われている。市民会館としては、いずれの契約においても、契約業者が館内を熟知していること、常駐または定期的な点検が可能であること等の理由から、業者変更の場合は能率が低下することが予想されるため、業者変更は不可であると判断している。

しかし、清掃等の管理業務については、技術的制約が少ないことから、管理・点検業務の中でも特に価格競争を促しやすい業務であり、これを入札とせず、随意契約としているのは、問題である。

もっとも、直接の契約は市民会館の管理委託先である(財)東大阪市施設利用サービス協会(以下、「サービス協会」という。)が行っており、清掃業務について随意契約が可能か否かは第一義的にサービス協会の契約規則によることになる。サービス協会の会計処理規則第35条第1項第1号によれば、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められるとき」に随意契約できるとされており、清掃業務の特徴からすれば、同号を適用することはできないものと思われる。

また、ホールの舞台管理業務については、確かに技術的要請は強いものの、同様の業務を文化会館でも委託していることから、両者の契約を組み合わせること等により、契約金額を抑制する余地はあるものと思われる。さらに、設備の設置業者にしか保守点検が行えないようなものも存在することは否定しないが、複数年契約等を採用することにより、単年度の契約金額を抑制することは可能である。

市として管理委託先であるサービス協会に自法人の契約規則に従うことを指導することはもちろんであるが、委託契約書または指定管理者制度採用時の委任協定書等の中で、準拠すべき市の財務規則等の項目を明記した上で、市のモニタリング及び指導力を発揮することにより、管理・点検業務の委託契約金額の抑制に努める必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (一部措置済み)

平成22年度より清掃と警備の契約を個別にし、清掃については、入札により業者選定しました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(18)-③
回答所属	政策推進室・行財政改革室・社会教育課
施設名称	市民会館

・包括外部監査による結果及び意見

③耐震対策と建替計画

イ) 建替計画の具体化(意見)

平成19年度末現在、新市民会館の建設構想から9年、現市民会館の耐震性能不足が判明してから8年が経過している。また、その間、屋上底部のコンクリート落下、外壁の剥落、雨漏り等が生じているにも関わらず、財源不足及び建替計画の遅れにより、抜本的な修繕ができていない状況にある。さらに、市民ホール等における設備の老朽化は酷く、交換部品の調達すら困難な状態にある。

平成12年3月に実施された第1次耐震性能診断の結果から、市民会館の耐震性能に重大な欠陥があることは明らかであり、また、平成18年6月に実施された第2次耐震性能診断の結果からもわかるように、現状の市民会館のまま耐震補強工事を行うことは財政的に、また補強後に施設機能の著しい低下が予想されることから非現実的である。

一方、市民会館の建替には、約70億円の莫大な財源が必要になるとされており、現在の市の厳しい財政事情からすれば、市民会館の建替計画が容易に進捗しないことは理解できる。しかし、市民会館の建替計画は、老朽化著しい永和図書館の移転計画や文化会館の今後のあり方と密接に関係している。また、1,500席を有する大ホールは市内において他になく、市民の文化教養の向上の観点からも有用な施設であることは疑いのないところである。

市においては、1日も早く市民会館の建替論議に決着を付け、建替に向けて具体的に動き出すことが望まれる。

現在、市民会館の使用は続けられているが、耐震性能に重大な欠陥のある市民会館を、耐震補強工事も行わない状態で建替までの間使用し続けることが、利用者の安全上許されるのかという問題がある。市として当該問題点を把握しながら、以前と変わらず市民の利用に供していることは憂慮すべき状況である。施設の有用性は理解できるが、何よりも安全上の観点から、建替までの間、施設全体の使用を中止することも検討すべきである。確かに市民サービスの一時的な低下は避けられないが、市民の安全を守るという見地から、致し方ないものと考え

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

市民会館の建替については、平成24年基本調査、平成25年基本設計として第1次実施計画に位置づけ関係部局と調整を図りながら進めてまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(19)-①
回答所属	図書館総務室
施設名称	花園図書館

・包括外部監査による結果及び意見

①東大阪市における図書館の整備状況

ア) 図書館の配置(意見)

下図のとおり、現在東大阪市内には、市立図書館として3館2分室、府立中央図書館が1館存在し、その他市立永和図書館が管轄する移動図書館が市内全域49ステーションを巡回している。また、府内4市(大阪市、八尾市、柏原市、大東市)と図書館の相互利用協定を締結している。

公の施設としての図書館を新たに整備することは、永和図書館の様な老朽化による建替等の場合を除き、東大阪市の財政事情からは当面困難であると思われるが、府立図書館や近隣市の市立図書館との連携及び当該連携に関する広報を通じて、また、移動図書館の拠点やステーションを工夫することにより、図書館利用に関する住民サービスの水準を維持、発展させていくことは十分可能であり、今後も既存の施設を利用した積極的取り組みが期待される。

ウ) 府内類似都市比較(意見)

市は、平成18年度に大阪府下類似都市との図書館サービス主要指標の比較調査を実施している。それによれば、東大阪市の一人当たり資料購入費及び資料貸出件数は、類似都市中、最下位となっている。また、調査外項目では、Web予約ができないこと、面積に比して図書館数(分室含む)が少ないこと、図書館数の少なさを移動図書館のステーション数の多さでカバーしていることなどが特徴的な点として上げられる。

「第4. 4. (19)①イ) 中核市比較」にあるように、東大阪市の図書館サービスにおける各種指標の中核市順位は相対的に低いものとなっている。市としては、当面の目標として、中核市における各種指標の順位を上げることよりも、まずは類似8都市の平均値以上の図書館サービスを提供することを考えている。

公立図書館の重要な使命の一つは、市民の教育と文化の発展に寄与するため、広く市民に利用されることである。そのための重要な指標の一つが一人当たり資料貸出件数であり、これを高めるための手段が、資料購入費の増額や貸出に関する利用者の利便性向上などである。市として、財政状態が逼迫する中で、資料購入費の増額が困難であっても、一人当たり貸出件数を高めていくための種々の効果的な施策の実行が求められる。

・措置状況内容(H23.3末時点) (措置済み)

平成20年10月より花園図書館の開館時間を平日は9時から20時、土曜・日曜・祝休日は9時から17時まで拡大しました。

また、平成22年6月からは家庭からインターネットを介して本の予約及び自分の貸出資料の状況確認もできるサービスを提供するなど利用者へのサービスの向上に取り組んでおります。

結果、市民一人当たりの貸出冊数は3.3冊(報告書本文P124)から3.96冊となりました。

今後も、一人当たりの貸出件数を高めていくために、よりよい接遇、効果的な図書館PR、興味ある各種行事の開催など、利用者にとって魅力ある環境整備や運営を行なうことで、一層の利用拡大を図っていききたいと考えております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(19)-②
回答所属	行財政改革室・図書館総務室
施設名称	花園図書館

・包括外部監査による結果及び意見

②指定管理者制度採用の検討(意見)

東大阪市には、市立図書館が3館2分室存在するが、現在、管理・運営は市職員が直営で行っている。全国的に見ても、公の施設の中で図書館の管理・運営を指定管理者に委任している地方自治体はごく少数である。政令指定都市では北九州市、仙台市、浜松市、広島市、神戸市、大阪府下の市町村では大東市、大阪狭山市があるだけで、東大阪市を含めた中核市に指定管理者制度を採用しているところは確認できていない。

これは、図書館法第17条が入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価の徴収をも禁じていることから、公立図書館の指定管理者制度実施により経済的な利益を期待することは難しいと考えられ、その結果、民間事業者等による施設の管理・運営に適さないと判断されていることにも原因がある。また、市場に利用料金を徴収せず同様のサービスを提供している民間事業者等が存在しないことからノウハウの蓄積がないという批判や、指定管理者制度実施後の事業の継続性、他の公立図書館との連携、ノウハウの公開等の観点から、指定管理者制度の採用を疑問視する向きもある。

しかし、指定管理委託料が適正な水準にある限り、図書館の利用が無料であったとしても、指定管理者となった民間事業者等は十分に利益を確保することが可能であり、図書館法第17条は指定管理者制度の採用を拒む理由とはならない。また、それ以外の批判については、他の公の施設にも共通する部分があり、図書館固有の問題とは言えない。むしろ、指定管理者制度を導入することにより、接遇面でサービスの向上が期待できる。

いずれにしても、他の地方自治体の事例を分析・評価し、東大阪市において、図書館の管理・運営に指定管理者制度を採用することの可否について、検討すべきである。また、検討の結果、指定管理者制度を採用せず市職員による直営を継続することになったとしても、窓口業務や移動図書館の運営等について業務委託の可能性を検討することにより、人件費等経費の削減に努めるべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

利用者にとって、よりよい図書館サービス提供の観点から、図書館運営方法を検討しております。

また図書館業務の仕訳を行い、業務の外部委託の可能性を検討しております。

永和図書館につきましては、中核市の長崎市、大阪府下の大東市の様に、新築(建替え時)から指定管理者制度の導入を検討しています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(20)-①
回答所属	図書館総務室
施設名称	永和図書館

・包括外部監査による結果及び意見

①永和図書館の移転・建替計画

イ) 施設の使用停止(意見)

「第3. 5. 公の施設の耐震調査・改修状況」によれば、床面積が基準値を下回るため、永和図書館は特定建築物に該当せず、法が規定する耐震改修診断は必要とされていない。

しかし、永和図書館は広く市民に利用されており(平成19年度貸出人数76,720人(内児童13,422人))、耐震補強調査が行われていないまま市民の利用に供している現状は極めて問題である。

また、財源不足から、必要な修繕費用が予算化されず、外壁の剥落、屋上防水塗装の剥離、雨漏り、土地の隆起・陥没等の問題に対し、抜本的対策が取られないでいる。

以上より、同館の可及的速やかな使用停止の検討が求められる。現状を放置することは、同館を利用する市民及び同館で働く職員の安全上、問題である。なお、市民サービスの空白期間をできる限り短くするためにも、仮設図書館の設置や他施設の利用も含めた建替工事計画の検討を進めていくことが重要である。

・措置状況内容(H23.3末時点) (未措置)

永和図書館の可及的速やかな使用停止の検討につきましては、使用停止に向けての諸課題を明確化し検討してまいります。

次に、永和図書館の建替え整備につきましては、市民会館との複合施設として、現市民会館の用地も含めて検討するようになっております。整備の際には二重投資を避け、現行サービスの空白ができるだけ少ないように検討しております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(22)-③
回答所属	長瀬青少年センター
施設名称	長瀬青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

③利用者間の公平性(意見)

地方自治法第10条第2項は「住民は(中略)その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有」するとの原則(平等原則)を定めている。この規定の趣旨を受け、同法第244条第3項では、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定している。

同野球場については、住民に広く開放されるべき公の施設でありながら、オーパスに加入していないうえ、市の公式ホームページにも公開されていない。そのため、事実上、住民の使用許可申請の機会が著しく制約されている。また、「第4. 4. (22)②野球教室の開催」で述べたように、市が「野球教室」として大会等を除く全開場日を予約した結果、一般住民が利用しようにも利用できない状況となっており平等原則の趣旨に抵触する恐れがある。

さらに、野球場を特定の地元少年野球チームに独占的に使用させた結果、野球チームが購入すべきものでありながら、市が購入した設備が存在し、他方で、公の施設でありながら、施設内に野球チームの私物が存在するという状況となっている。

例えば、野球場には、バッティング練習用ネット(写真)が置かれているが、先に述べた地元少年野球チームが利用するために市が購入した備品である。野球場の周りにいくつかの倉庫が置かれている(写真)が、同チームの備品置き場となっている。駐車場には2台のバスが停められており、いずれも地元少年野球チームの名前のステッカーが貼付されているが、うち1台は長瀬青少年センターが購入した市の備品(写真)である。

このように、利用者と利用が排除される者との間に著しい不公平が生じており、利用者間で不当な差別的取扱いの規定に抵触する恐れがある。

また、特定の地元野球チームによる野球場の独占的な使用が常態化している状況からすれば、野球場の維持管理及び運営に年間運営費に4,500万円前後もの公費を投入することに住民の理解を得られるか甚だ疑問が生じる。

以上より、当該状況は地方自治法第10条第2項、第244条第3項に抵触する恐れがあり、野球場の使用については、他の住民への不当な差別的な取扱いや使用制限とならないよう、是正措置を講ずることが求められる。

・措置状況内容(H23.3末時点) (未措置)

長瀬青少年運動広場は、青少年の人権尊重の精神を育むとともに、青少年の健康増進と健全育成を図るため設置されたものであり、青少年センター活動の一環である子ども会野球教室として使用してきたものであり、広く地域の青少年の健全育成に役立ってきたものと考えております。

グラウンド使用については、課題であるとの認識はもっておりますが、大会や地域の他の少年野球チームとの練習試合などを通して相互交流を深めており、今後とも青少年の健全育成という設立の趣旨に沿った運動広場の効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(22)-④
回答所属	長瀬青少年センター
施設名称	長瀬青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

④使用の開放(意見)

設立当初は、同和地区における青少年の人権意識の向上や健康増進、健全育成を目的として設立され、主として地元少年野球チームに使用させてきた。

地対財特法が失効し条例改正された現在、地元少年野球チームに公の施設である運動広場を独占使用させる理由に乏しい。

これまで優先的に使用させてきた経緯もあるため、急に他施設と全く同等の扱いをすることは困難であろうから、経過措置を設けるなど激変緩和措置を講じつつ、徐々に同施設の目的である青少年に向けた一般開放を行うべきである。また、最終的には、オーパスその他の方法を導入し、利用機会の公平性、選定手続の透明性、選定基準の客観性を確保すべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

青少年に向けた一般開放につきましては、各関係機関と協議を行い、今後、検討してまいりたいと考えております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(22)-⑤
回答所属	行財政改革室・長瀬青少年センター
施設名称	長瀬青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

⑤委託契約の方法

イ) 契約の方法(結果)

清掃業務の契約の方法は(財)東大阪市雇用開発センターとの随意契約である。随意契約の理由書には、「(財)東大阪市雇用開発センターの設立趣旨に鑑み、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約する」との記載がなされている。

しかし、随意契約の相手方である(財)東大阪市雇用開発センターは、必ずしも清掃業務について特別な習熟や高度な技術的な訓練を行っている団体ではない。このような団体に対して随意契約の方法で清掃業務を委託すること自体、当施設の清掃員の習熟や高度の技術的専門性を必要とする特殊な施設でないことを意味している。そのため、当施設の清掃業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の衛生保持を図ることは十分に可能であるから、「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」には該当しない。

前述のとおり、最高裁第2小法廷昭和62年3月20日判決は、「契約の性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき」に該当する場合の要件として、「当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」としている。したがって、随意契約理由として考慮し得る事項は、契約相手方の「資力、信用、技術、経験等」であって、契約相手の設立趣旨のみを理由に随意契約とすることは法令解釈上無理がある。また、(財)東大阪市雇用開発センターは警備業務及び清掃業務に関する専門性に欠けることは上述のとおりであり、少なくとも「技術」「経験」という要件に欠けるものといえる。

よって、(財)東大阪市雇用開発センターへの清掃業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じコスト低減を図る必要がある。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

就職困難者への雇用の側面及び(財)雇用開発センターの設立趣旨に鑑みて、市の所管部局からの委託だけでなく、指定管理者にも各施設の設置管理条例・規則において同趣旨を指定管理者の選定基準の一つとすると同時に、(財)雇用開発センターへの警備・清掃業務について、本市より働きかけを行っております。

尚、雇用開発センターについては、社会状況の変化や近年の雇用問題の多様化などを受けた雇用施策の見直しにおいて、平成25年度中に廃止する方針としております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(22)-⑥
回答所属	長瀬青少年センター
施設名称	長瀬青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

⑥ 受益者負担(意見)

長瀬青少年運動広場の使用料は野球場、テニスコート、柔道場とも無料となっているが、運営には平成19年度で45百万円と非常に多くの公費が投入されている。この施設を利用する者と、民間や他の公設施設を利用せざるを得ない者との間で著しく公平性を欠く状況にある。なお、青少年運動広場以外の市が運営する野球場の使用料は、以下のとおりとなっている。他の野球場はいずれも使用料を徴収しており、青少年運動広場だけ使用料を徴収しない理由は見当たらない。

テニスコートについても、青少年運動広場以外の市が運営するテニスコートは、無料のところはなく、1時間あたり500円から2,000円(照明設備使用料は除く)の使用料を徴収している。テニスコートの運営は民間事業者でも実施されていることからしても、テニスコートを無料とする理由は見当たらない。

利用の公平性や受益者負担の観点からも、使用料の徴収について検討すべきである。

・措置状況内容(H23.3末時点) (未措置)

条例改正の伴う使用料の徴収につきましては、各関係機関との調整が困難な状況ではありますが、利用の公平性や受益者負担の観点から考えますと、今後、検討してまいりたいと考えております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(22)-⑦
回答所属	長瀬青少年センター
施設名称	長瀬青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

⑦青少年運動広場運営委員会の開催(結果)

東大阪市立青少年運動広場条例第10条で、青少年運動広場運営委員会を設置(同条第1項)し、青少年運動広場の運営に関する重要事項について、調査審議する(同条第2項)こととされている。しかし、平成7年度以降、委員を任期ごとに任命しているにもかかわらず委員会を開催していない。

条例改正により同青少年運動広場の目的が変更され、平成15年4月1日より一般に開放されるようになったことや、毎年の運営方針の決定は、同条例第10条第2項で規定する重要事項に該当すると考えられ、同規定に反していると考えられる。

今後は定期的を開催し、運営に関する重要事項について、調査審議を行う必要がある。

・措置状況内容(H23.3末時点)(措置済み)

平成20年度は12月と3月に本施設の課題を案件に開催いたしました。

また、平成21年度は開催できませんでしたが、平成22年度は3月21日に開催いたしました。

今後も定期的を開催してまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(23)-②
回答所属	荒本青少年センター
施設名称	荒本青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

②照明設備使用料の徴収(結果)

運動広場の使用料は無料であるが、照明施設に係る使用料は1時間4,000円となっており(東大阪市立青少年運動広場条例第6条第1項)、利用者は照明設備使用料を使用前に前納することとなっている(同条第2項)。また、条例上減免措置についての規定は定められていない。しかし地元少年野球チームについては、照明設備使用料を徴収していない。同チームに対しては、照明がいつでも自由に利用できる「照明設備利用全灯カード」を貸与している(写真)。同チームから照明設備使用料を徴収しないのは東大阪市立青少年運動広場条例第6条に反するため、照明設備使用料を徴収する必要がある。

・措置状況内容(H23.3末時点) (措置済み)

平成21年度より、照明設備を使用する際には使用料を徴収することといたしました。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(23)-③
回答所属	荒本青少年センター
施設名称	荒本青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

③受益者負担(意見)

荒本青少年運動広場の使用料は無料(照明設備使用料を除く)となっているが、長瀬青少年運動広場同様、施設の運営に平成19年度で53百万円と非常に多くのコストがかかっている。この施設を利用する者と、民間や他の公の施設を利用せざるを得ない者との間で著しく公平性を欠く状況にある。

利用の公平性や受益者負担の観点からも、使用料の徴収について検討すべきである。

・措置状況内容(H23.3末時点)(未措置)

条例改正のともなう使用料の徴収については、引き続き、青少年センター事業の子ども会活動の一環として、少年野球をとおして青少年の交流及び健全育成を充実させており、条例改正につきましては、関係機関等との調整が必要な状況にあります。

利用者の公平性や受益者負担の観点からも、今後も使用料徴収に伴う条例改正につきましては、引き続き検討していきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(23)-④
回答所属	荒本青少年センター
施設名称	荒本青少年運動広場

・包括外部監査による結果及び意見

④使用の開放(意見)

荒本青少年運動広場についても、地元の少年野球チーム優先で使用させているが、空き時間について一般開放を行っている。

使用にあたっては、いったん希望者から使用の申し込みを受け、利用前月の第3木曜日に抽選により使用者を確定している。しかし、特定の地元少年野球チームについては優先的に使用できることとなっており、チームが利用しない空時間帯のみ一般利用者の申し込みを受け付けている。

しかし、地元少年野球チームに優先的に使用させているため、他の少年野球チームは練習で使用することができない状況である。地対財特法が失効し条例改正された現在、地元少年野球チームに公の施設である運動広場を優先使用させる理由に乏しい。

これまで地元野球チームに優先的に使用させてきた経緯もあるため、急に他と同等の扱いをすることは困難であろうから、経過措置を設けるなど激変緩和措置を講じつつ、同施設の目的である青少年に向けた一般開放を行うべきである。また、最終的には、オーパスその他の方法を導入し、利用機会の公平性、選定手続の透明性、選定基準の客観性を確保すべきである。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (一部措置済み)

荒本青少年運動広場は、平日の昼間及び夜間、土日祝の一部において、一般開放をおこなっています。

運動広場は、社会教育施設であり、青少年センターの子ども会活動の一環として、青少年健全育成活動に取り組んでいます。

今後も引き続き、青少年に向けた一般開放に努めてまいります。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(24)-③
回答所属	荒本青少年センター
施設名称	荒本青少年センター

・包括外部監査による結果及び意見

③利用者間の公平性(意見)

年間施設運営費は、平成19年度で221百万円である。最も大きいのは人件費であり、平成19年度で167百万円と施設運営費のうち7割超を占めている。

小学生登録者1人あたりコストで見ると、1人あたり157万円(平成19年度。中学生及び高校生学習会指導主事の給料は除く)となっている。

一方、センターが属する小学校区以外の小学校区における学童保育(児童育成クラブ)は平成元年までは市直営による運営であったが、現在は地域の代表から構成された運営委員会が運営を行っている。これらの学童保育では、運営委員会に市から交付される助成金と月額5,000円の会費(他におやつ代2,000円)でまかなわれている。

児童育成クラブの登録児童数は平成18年度で、2,554人、助成金総額は331百万円となっており、一人あたりにすると約12万9千円である。年度は相違するが、児童1人あたりの児童育成クラブへの助成金は、センター施設運営費の10分の1以下の金額となっている。また、センターのような学童保育専門の施設と指導員を持たず、主として小学校の校舎を利用し、運営委員会が委託した指導員となっている。利用者の負担についても、センターでは低学年月額1,500円、高学年月額2,000円の協力金を負担しているが、これらは主として給食の食材費に充てられている。

児童育成クラブでは、先に述べたように、月額5,000円の会費(他におやつ代2,000円)を負担しなければならない。また、給食はないため、弁当を持参しなければならない。センターを利用できる校区に所属する住民、しない住民で著しい不公平が生じている。

これについて、地方自治法第10条第2項は「住民は(中略)その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有」するとの原則(平等原則)を定めている。青少年センター、児童育成クラブの利用者は、実質的に所属する小学校校区により決まるため、利用者が自由にサービスを選択できない以上、同様の目的を持つ事業については同程度を負担した上で、同程度のサービスを提供すべきである。小学校校区の違いにより利用者間で大きな不公平が生じないよう、サービスや助成金額の公平性について検討する必要がある。

また、中学生、高校生を対象とした夜間学習会は、青少年センターが設置されている地区以外では開催されておらず、ここでも地区間の不公平が生じている。地区間における教育格差の解消を目的に実施されてきているものであるが、地対財特法が失効し条例改正された現在、今後の同事業継続の必要性について検討する必要がある。

・措置状況内容(H23.3末時点)(見解の相違)

学童保育(児童育成クラブ)の立ち上げは保護者会に委ねる部分が大きく、本校区の保護者会は現在も一本化に至っておらず、本センターがその役目を担っている状況であり、今後も引き続きその役目を担っていく必要があると考えています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(24)-④
回答所属	荒本青少年センター
施設名称	荒本青少年センター

・包括外部監査による結果及び意見

④委託契約の方法

イ) 契約の方法(結果)

大門警備保障㈱への委託について「地域や業務に精通している」ことを理由として、随意契約(2号随意契約)としている。しかし、前述のとおり、当施設は警備に特別の習熟や高度な技術的専門性を必要とする施設ではない。そのため、当施設の警備業務は、制約の少ない一般的な業務であり、同業他社によっても事故防止に留意しつつ施設の保安を確保することは十分に可能であるから、2号随意契約の要件(契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき)に該当しないことは明らかである。

よって、大門警備保障㈱への保安業務の随意契約は、地方自治法第234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準拠していない。

当該随意契約は、東大阪市財務規則第108条が定める「契約の目的、内容その他契約について必要な事項を示して2人以上の者から見積書を提出させなければならない」との措置が同契約では講じられていない。ここ数年は比較見積書を徴収せず、金額も変更していないとのことで、価格の有利性の検討がなされていない。

競争入札を導入し同業他社の参加機会の公平性を確保し、適正な価格競争を通じコスト低減を図る必要がある。

なおこの委託先は、「第4. 4. (6) 荒本老人センター」の保安業務委託先と同じである。近隣の荒本人権文化センターの保安業務委託先も同じく大門警備保障㈱であるとのことであった。近隣他施設との一体的委託の導入により、コスト低減を検討する必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

歴史的な経過を踏まえながら、契約方法等については、効率的な事業推進を図る観点から再度、継続的に点検・検討を行います。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(24)-⑤
回答所属	荒本青少年センター
施設名称	荒本青少年センター

・包括外部監査による結果及び意見

⑤施設のあり方(意見)

センターで実施している事業は、非常に有意義なものであるが、「第4. 4. (22)③利用者間の公平性(意見)」で述べたように、センターのある小学校区とない小学校校区において、学童保育サービスに著しい不公平が生じている。他校区の学童保育(児童育成クラブ)では小学校の校舎を利用しており、センターの実施する事業の大部分は、同校区の小学校の校舎で代替実施が可能と考えられる。

センターは、同和地区における青少年の人権意識や教育文化の向上を目指し設立された経緯があるが、現在は近隣マンションが建ち、年々他地区の登録者が増え同和地区の登録者と他地区の登録者は約半々となっており、設立当初とは状況が大きく変化している。

また施設は建設から35年ほど経過しており、非常に老朽化が目立つ。電球がついていない箇所や割れた窓ガラスをダンボールやガムテープで補修してあるような状態である。

利用者間の公平性、外部環境の変化による利用者層の変化、施設の老朽化の面から、センターで実施している事業の児童育成クラブ事業への移管について検討を行うべきである。

・措置状況内容(H23.3末時点)(見解の相違)

本センターから児童育成クラブ事業への移管については、当校区の保護者が2つあり、今だ一本化に至っておらず、今後も子どもの安全確保等を考慮すると本センターがその役割を担っていく必要があると考えております。

施設の老朽化については、再度粘り強く予算措置の働きかけを継続していきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(25)-②
回答所属	社会教育センター
施設名称	社会教育センター

・包括外部監査による結果及び意見

②施設の有効利用について(意見)

同センターは、研修室と視聴覚室の貸室事業を実施しており、平成19年度の稼働率は73.7%と高い水準である。ただし、パソコンが設置されているOAルームは、一般の利用に供していないことから、稼働率の算定には含めていないが、それを含めると50%台となる。

OAルームでは、平成13年度に国庫補助金によって購入したパソコンを使って、パソコン教室を、年に数回だけ実施している。

しかしながら、このまま年数回のパソコン教室と古いパソコン置き場のためだけにOAルームを放置しておくのは非効率であり、有効利用の観点から、OAルームの利用方法について検討する必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (措置済み)

OAルームについては、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し増改築事業を平成23年度中に実施します。

増改築事業に伴いPCが10台増え、パソコン教室の募集定員も、24年度から10名増やすことが可能になります。今後、地区公民館である東・中公民館主催のパソコン教室とも連携を取り、夜間に開講時間を設けるなど幅広い市民ニーズに応じていきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(26)-④
回答所属	社会教育センター
施設名称	中公民館

・包括外部監査による結果及び意見

④施設のあり方(意見)

「第4. 4. (26)②施設の利用状況」で述べたように、近隣に類似貸館施設が多く、建設から40年経過し、利便性、快適性の面で劣ること、文化会館と併設であり、存在自体わかりにくいことから、利用の向上にも限界があると考えられる。「第4. 4. (26)③施設の効率性」で述べたように、経済性も低い。

また、「第4. 4. (17)②施設の廃止(意見)」で述べたとおり、建物の安全面でも問題がある。さらに、中央館である社会教育センターの地区館としての位置づけがわかりにくく、分館との連絡調整のための組織であるなら、地区館を廃止し、中央館である社会教育センターから直接、分館を管理しても支障ないものと考えられる。

以上のことから、中公民館について廃止も含めた検討を行うべきである。

・措置状況内容(H23.3末時点) (未措置)

ご指摘の中公民館廃止については、全体的な稼働率が低い現状では検討が必要かと考えています。ただ、廃止を前提とした検討に入る前に、現在活動を行なわれているサークルの活動拠点の確保、中公民館所管の6公民分館の施設維持補修業務や相談業務などの連絡調整を社会教育センターで行なうための体制づくりなどを整理しておく必要があります。また、東公民館、西公民館を含めた地区館のあり方を明確にしていく必要があると考えています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(27)-②
回答所属	社会教育センター
施設名称	盾津鴻池公民分館

・包括外部監査による結果及び意見

②公民分館のあり方(意見)

盾津鴻池公民分館を視察したところ、手入れも行き届き、利用状況も非常に高い状況であった。また、運営を地域の公民分館運営委員会に委託しており、地域密着の運営がなされており、公民分館の運営のあり方としては非常に評価できる。

しかし、公民分館全体に関して次の問題点が指摘される。

一つは、公民分館または分室を集会場所として利用している自治会が6つあると先に述べたが、それ以外の自治会に存在する30の公民分館または5つの分室は、地域の公民館類似施設と重複して利用されているということである。自治会をまたがる集会の実施や、公民館類似施設の混雑回避、選挙等の公的な行事の実施場所として適切であるなどの利点はあると考えられるが、機能の重複は否めない。

二つ目に、公民分館及び分室の運営費は市が担っており、その総額は132百万円(平成19年度)、1分館あたり平均3,797千円であるが、一方公民館類似施設の運営費は自主財源によっているため市の負担はなく、公民分館または分室を主たる集会場所として利用する自治会と、公民館類似施設を集会場所としている自治会とで運営費の負担について不公平が生じているということである。

公民分館、分室の設置は法で義務付けられているものでなく、近隣では公民館が1館(公民分館の設置もない)という市もある。

公民分館及び分室と公民館類似施設の重複を解消するとともに、自治会の集会所として利用されている公民分館及び分室については、住民間の不公平を解消することを検討する必要がある。

・措置状況内容(H23.3末時点)(見解の相違)

公民分館は『社会教育法』にもとづき、条例により設置されており、住民自治の場であり、教育と生活の拠点といわれている自治会館、自治公民館、自治会集会所等の公民館類似施設とは法的に異なるものであります。

また、本市公民分館の運営は、各地域が自主的・自治的に組織する「公民分館運営委員会」に、その事業運営を委託しており、効率的に運営しており経費的にも縮減されております。公民館整備については、昭和56年から文部省の基準である中学校区に1館という形で計画的に設置してきたものであり、社会教育法20条の目的に沿ったかたちで、地域事情・課題を踏まえた館独自の特長・役割を見出していくものと考えています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(27)-②
回答所属	社会教育センター
施設名称	盾津鴻池公民分館

・包括外部監査による結果及び意見

社会教育センター、公民館、公民分館のあり方(意見)

広義の意味では全て公民館である、社会教育センター、公民館、公民分館それぞれの役割分担について検討する。

まず、施設としては、文化会館内にある中公民館の会議室は、無料であるのに利用率は平成19年度で23%であり、有料である文化会館の会議室の利用率よりも低い水準となっていた。東公民館の公民館の利用率は平成19年度で60%であるが、実質的には東体育館内であり、別施設にする必要はないと考える。西公民館はそもそも施設を持たない組織であった。従って、いずれも施設設置の必要性は低いと判断する。

次に地区館と位置づけられる公民館は、公民分館の取りまとめなどの連絡調整業務を行っているが、中央館である社会教育センターが30の公民分館のとりまとめを行うことが可能であり、中央館は地区館が担っている役割を十分に果たせるのではないかと考える。3つの地区館に人員を配置してまで、同種の業務を行うことは効率性の観点からは疑問であるため、中央館と地区館との役割分担を整理した上で、地区館たる公民館の廃止の検討を行うべきである。

続いて、公民分館について検討する。公民分館は中学校校区に1つずつ配置し、地域住民の集会の場として利用している。そのうち、自治会が自治会館として利用している公民分館が6つ存在しており、これについては自治会所有の自治会館と機能的に類似しているため、市が関与する妥当性について検討すべきである。

他の近隣都市と公民館設置数について比較したのが下表のとおりで、東大阪市の公民館設置数は39施設(社会教育センターを含む。)と他都市に比べて多いことがわかる。

市の公民館の配置については、他都市と比べて多いから廃止とはいえないが、市民の利用状況、維持コスト、地域性等を鑑みて、長期的には、中央館である社会教育センターを存続させて地区館である公民館の廃止を検討することや、公民分館について市直営の必要性などを検討することが必要である。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

地区館である公民館の廃止については、検討すべき課題であると考えています。検討にあたっては、中央館である社会教育センターと公民分館との連絡調整を効率的に行なうための体制づくり、現在、活動されているサークル活動の場の確保について考える必要があります。このことについては、公民分館運営委員長協議会、公民館運営審議会等で協議し市民合意を得ていくことが必要であるとと考えています。

公民分館を住民が集会その他公共的利用に供することは社会教育法第22条の公民館の事業でも謳われており法に基づいた運営を行なっております。

公民分館については、現在、各地域が自主的・自治的に組織する公民分館運営委員会に事業運営を委託しており、効率的な運営を行なっております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(28)-①
回答所属	青少年女性センター
施設名称	青少年女性センター

・包括外部監査による結果及び意見

①施設の有効活用(意見)

同センターには、会議室、音楽室、料理室等があり、午前、午後、夜間と1日3回に分けて利用されている。登録を行ったグループが活動の場として音楽活動、芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うために利用している。青少年の健全な育成と女性の教養を高めるための施設であるため、青少年や女性がグループリーダーとなる必要があるが、年齢層は幅広く、60代以上の男性の利用も多い。

平成19年度における全室の平均稼働率は、午前41%、午後63%、夜間42%であり、全体では約50%となっている。室別の稼働率は、以下の表のとおりであり、大会議室が91%、音楽室76%と非常に高いが、会議室5や料理室は低くなっている。

特に、会議室5は、平成13年度に国庫補助金によって購入したパソコン14台が設置された部屋であり、年間13回しか利用されておらず稼働率は2%という低い状況である。

これは、パソコン自体が古くあまり利用価値がないこと、パソコンが壊れた場合に修理費用が捻出できない現状にあるためである。

しかしながら、年13回のパソコン教室と古いパソコン置き場のためだけにOAルームを放置しておくのは無駄であり、有効利用の観点から、OAルームの利用方法について検討する必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

料理室については、室の性質上、利用グループが限定されるため利用率が低くなっております。

会議室5については、平成13年度に国のIT事業を受けパソコンが配置されたものであります。その後IT事業に関する事業も変化し、指摘されているように経費が十分でないため、平成22年度をもってパソコンルームを廃止し、普通の会議室として登録グループの利用に供していく為、室の整備と登録グループの調整等を行い、早い時期に利用開始できるよう進めていきたいと思っております。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(28)-②
回答所属	青少年女性センター
施設名称	青少年女性センター

・包括外部監査による結果及び意見

②施設の設立目的と存在意義

イ)施設のあり方(意見)

開館当時は青少年、女性のサークル活動が活発に行われており、フォークギター・吹奏楽・合唱等の音楽活動が盛んに行われていた時代であるとともに、開館した年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(旧勤労婦人福祉法)が制定されていることから、当時の女性の社会的地位の低さ、社会進出の遅れが伺える。

当時の日本社会においては、女性の大学・短期大学進学率は低く、専業主婦となり子育てに専念するのが女性の役割と考えられていた。そして、専業主婦は家庭以外の社会と繋がる機会が少なく、家庭に籠もりがちとなることに、学習の場を提供し、女性の教養を高め、グループリーダーを育成し、グループ活動を振興するという同センターが果たす役割は非常に大きかったものと思料する。

しかしながら、文部科学省の学校基本調査によると、同センター設立時の昭和47年における大学・短期大学進学率は男性35.7%、女性23.7%であったが、平成元年から女性の進学率は男性を上回るほどとなり、平成20年度は男女とも過去最高でほぼ同じ進学率の50%台半ばとなっている。また、大学及び大学院の女子学生の総学生数に占める割合は毎年最高記録を更新しており、平成20年度は過去最高の約40%となっている。女性の高学歴化により、現在は、男女の学歴の格差はなくなっていると考えられ、同センターの「女性の教養を高める」という目的は時代遅れの感が否めない。

さらに、国際的な動向としては、同センターの開館した年の国連総会において、昭和50年を国際婦人年とし、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加、国際平和と協力への婦人の貢献を目標に世界的な活動を行うことが決定された。これ以降、国内でも本格的に男女平等社会の実現に向けた取り組みがなされ、平成11年には人権尊重と男女共同参画社会の実現を目的として「男女共同参画社会基本法」が成立し、東大阪市においても、同目的のための公の施設「男女共同参画センター」をオープンさせている。

一方、時代の流れとともに、ライフスタイルが変化した結果、青少年の利用は設立当初に比べると激減しており、近年は設立目的とは異なる60代以上の男性の利用者が増加し、生涯学習の場という面が強くなってきている。近年の青少年の利用人数の減少から鑑みると、青少年の利用ニーズが現在どの程度あるのか疑問である。

以上より、女性と青少年に限定した同センターの目的は、時代のニーズに合致しなくなったのではないかと考えられる。したがって、施設の目的を変更してより広い層を対象とする公の施設として、今後の方向性について検討すべきである。

また、同センターでは、教養講座の実施によるグループ間の交流を目指しているが、社会教育センターや公民館等でも同様の講座が実施されているため、教養講座については市全体として開催方法や各施設の役割分担を再検討する必要があるのではないかと考える。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (見解の相違)

本センターの設置目的が時代遅れとの指摘がありますが、現在社会において男女が平等に社会進出できているか疑問も残り、身近な地域自治会や議会等をも女性が進出はまだまだ少ないと思います。現在、159の女性グループと40の青少年グループが登録し学習活動をしています。継続して学習できる環境があり、リーダー養成としてセンターが実施する教養講座の講師として活躍するなど向上しています。また、市が実施した東大阪市の生涯学習に関するアンケート調査の結果において、男性より女性の方が生涯学習に対する参加意識が高いことが報告されており、生涯学習へのきっかけづくりとしての講座は必要だと思います。

確かに、青少年の利用数の減少、高齢男性の増加はありますが、今後、青少年が参加したいと思えるような講座の開催などに努めていきたいと思えます。

また、本センターで実施している教養講座は、設置目的に基づき女性及び青少年の参加を意識して企画しています。今後社会教育、生涯教育の一環として実施される講座は当然一体的に企画されることが好ましいことですが、その中でも、館の特色を生かした講座の実施に努めていきます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	4-(29)-①
回答所属	青少年女性センター
施設名称	青少年女性センター加納分館

・包括外部監査による結果及び意見

①施設のあり方(意見)

加納分館は、加納地区の旧河内市が青少年センターとして設立したものである。設立当初は、近隣に他の施設がなかったこともあり、稼働率は高かったが、平成4年に加納地区の自治会館が建設されてから、基本的に自治会の利用がなくなり、また、施設の老朽化も相まって、稼働率が減少傾向にある。

現在は、利用団体として8グループが登録しているだけであり、結果的に利用者が限定された形となっている。そして、1階の大集会室のみ利用され、2階には3室あるが、基本的には利用に供していない。

施設は2階建の木造モルタル建築で、築46年経過しており、耐震調査は行っていないものの、耐震性に問題ありというのは想像するに難くない。

以上のとおり、加納分館については、稼働率が非常に低く、また、耐震性に問題があると考えられる。さらに、青少年女性センターと同様、同分館の目的は時代のニーズに合致しなくなっており、市が借地料を支払ってまで施設を維持すべき理由はなく、廃止を含めた議論が必要であると考えられる。

・措置状況内容（H23.3末時点）（見解の相違）

ご指摘のとおり建物については老朽化しており、近年利用も低迷しています。しかしながら、生涯学習の場としての利用とともに加納校区民生委員児童委員協議会の利用もあり、これらのグループの活動の場の確保、及び清掃・維持業務を加納自治会に委託していること、また土地は借地であること等、整理しなければならない課題があります。

特に、建物の耐震問題を考えると建替えが必要であると思われます。現在、地元自治会、行政、その他グループ等の利用があり、他施設を利用していただくには不便であり、この地域にとっては分館が必要であると思われます。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	5-(1)-②
回答所属	人権同和調整課
施設名称	旧荒本会館

・包括外部監査による結果及び意見

②意見

和解条項第14項において、市がその余の請求を放棄する旨が記載されているため、今後、裁判上の和解内容を変更することには、一般的に困難を伴うことが予想される。

しかし、他面、地対財特法が失効した現在、裁判上の和解の前提となった事情に重大な変更が生じている。裁判上の和解成立以降、市は、全国連支部に対し旧館の無償使用を継続し、光熱費(年額約200万円)を約14年間にわたり負担してきており、今後とも、市が事務所の建設や和解金の支払などに多額の公費を負担することに市民の理解を得るのは難しいと考えられる。

和解条項第13項には、「当事者双方は、本和解に定めた条項の解釈について疑義を生じたときは、紛争を未然に防止するため、協議をし、誠実に対応する。」ことが定められている。裁判上の和解成立の前提状況に重大な事情変更が生じており、「和解に定めた条項の解釈に疑義を生じ」るに至っている。

もはや、市だけで解決できる問題ではなく、弁護士等の外部有識者を含んだ検討会を設置し、和解成立後の社会状況の変化等を踏まえ、裁判上の和解に基づく市の債務(和解金の支払及び移転先の提供)を履行するか、市の債務に関する和解条項の見直しを求めるべきかについて検討したうえで、問題の早期解決を図る必要がある。

・措置状況内容 (H23.3末時点) (未措置)

和解条項について、関係部局と協議、調整を行なっています。

包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	5-(1)-②
回答所属	青少年スポーツ室
施設名称	仮設水走グラウンド

・包括外部監査による結果及び意見

②意見

同グラウンドは、仮設グラウンドとしてオープンしてから約20年が経過しており、市立日新高等学校との共用であるが、一般にも開放されている施設である。使用料も徴収しておらず、他の市営グラウンドとの公平性の観点で問題である。

公の施設の要件として、①当該普通公共団体が設置した施設であること、②当該普通公共団体の住民が利用の用に供するための施設であること、③住民の福祉を増進する目的を有していることが挙げられるが、同グラウンドは、これらの要件にあてはまる。

今後、グラウンド以外の用途での利用見込がないのであれば、公の施設として位置づけ、条例整備等を行うべきである。また、受益者負担の適正性、他のグラウンド使用者との公平性の観点から、使用料を徴収するよう改めるべきである。

・措置状況内容（H23.3末時点）（未措置）

現在、仮設グラウンドのため、使用料徴収は困難であると考えます。今後、整備等を行い、一般グラウンドとして開放することになった場合は、条例に基づき使用料を徴収していきます。